

総務委員会会議録

日時 令和3年7月1日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時50分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 流石 恭史
委員 望月 勝 向山 憲稔 久保田松幸 卯月 政人
土橋 亨 佐野 弘仁 永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 小俣 二也 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭
警備部長 清水 順治 交通部長 窪田 豊 刑事部長 荒居 敏也
生活安全部長 比留間一弥 会計課長 進藤 明 首席監察官 天野 英知
警察学校長 瀬戸 良広 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 仲
交通部参事官 廣川 勉 刑事部参事官 本田 誠一 総務室長 小林 信一
生活安全部参事官 平井 親一 監察課長 手塚 泰司 警備第2課長 遠藤 紀明
警務部参事官 姫野 賢司 捜査第2課長 赤池 久人 交通規制課長 清水 高博
捜査第1課長 石部 和久 運転免許課長 内藤 智 地域課長 金丸 芳仁
警務部次長 山村 和之 組織犯罪対策課長 奥脇 龍起 厚生課長 赤池 和美
生活安全捜査課長 小林 英樹 交通指導課長 萩原 健
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 通信指令課長 土肥 毅

知事政策補佐官 藤巻 美文

地域ブランド統括官 小澤 祐樹 地域ブランド統括官補 トンプソン智子

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書グループ秘書監事務取扱) 石寺 淳一

政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光

広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫

スポーツ振興局長 塩野 開

スポーツ振興局次長(オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱) 草間 聖一

スポーツ振興課長 樋田 洋樹

県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子

県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐

統計調査課長 小林 司 県民安全協働課長 望月 英二

私学・科学振興課長 小林 洋一 グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二
交通政策課長 藤原 さつき
リニア未来創造局長 上野 良人 リニア未来創造・推進課長 安藤 明範
DX推進室長 長田 芳樹 二拠点居住推進課長 柏原 隆仁

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）入倉 博文
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一
職員厚生課長 柳原 明裕 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 高橋 義徳
防災局長 山本 盛次 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁
会計管理者 末木 憲生
出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩
管理課長 後藤 恵里子 工事検査課長 白倉 英紀
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 瀧本 勝彦
人事委員会事務局長 秋元 達也 人事委員会事務局次長 小高 和也
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 山岸 正宜
監査委員事務局次長 丸山 正雄

議題（付託案件）

- 第 6 6 号 山梨県県税条例中改正の件
- 第 6 7 号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 6 8 号 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 7 2 号 山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例中改正の件
- 第 7 3 号 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例廃止の件
- 第 7 4 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第 7 7 号 訴えの提起の件
- 第 1 0 4 号 指定管理者の指定の件
- 第 1 0 5 号 山梨県総合計画変更の件
- 第 1 0 6 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算
- 承 第 3 号 山梨県県税条例等中改正の件
- 承 第 4 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳

- 出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第5号 令和3年度山梨県一般会計補正予算
- 承第6号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第7号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
- 請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第3-4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、第66号ないし第68号、第72号ないし第74号、第104号ないし第106号、承第3号ないし承第7号について、原案のとおり可決するものと決定した。承第5号については、少数意見留保の動議が提出され、所定の賛成者がいたことから、少数意見留保が決定した。第77号については、附帯決議を附して採決すべきとの動議が提出され、附帯決議案及び第77号議案を全会一致で決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時39分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時59分から午前11時40分まで、途中休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時32分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後1時49分から午後3時25分まで、途中休憩をはさみ、午後3時40分から午後4時50分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第72号 山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する

る基準を定める条例中改正の件

質疑

卯月委員 　ただいま説明を受けました視覚に障害がある方々にとっては、命にかかわる設備でありますこの信号機、私どもも先ほど説明がありましたピヨピヨとか、カッコーっていう音は目安にしている部分もあります。そういった信号機がバリアフリー化するっていうことでありますけれども、現状の信号機の整備状況について、まずお伺いしたいと思います。

清水交通規制課長 　県内に整備されているバリアフリー対応の信号機としましては、先ほど御説明をいたしましたスピーカーから音を出す機能を有している視覚障害者用の音響信号機173基、また信号柱などに白色の押しボタン箱がついていて、高齢者などが押しますと青色信号時間が約1.5倍に延長される機能がついている高齢者等感応信号機50基などを整備しております。

卯月委員 　先ほどの説明で基準が改められたっていうことがありました。今回、国家公安委員会規則において、スマートフォンに対応した信号機の規定が新たに設けられたということでありまして、こうした機器が整備された背景について、改めてお伺いしたいと思います。

清水交通規制課長 　警察におきましては、バリアフリー法に基づき、視覚障害者用の交通安全施設として音響信号機の整備を進めているところでありますが、この音響信号機につきましては音が鳴ることによる住民生活への影響などから、夜の遅い時間帯における運用が難しい状況にありました。こうした中、警察庁等におきまして夜間においても視覚障害者に対して信号表示を知らせることが可能となる機器の開発を進めていたところ、このたび規則改正が行われることとなったものであります。

卯月委員 　わかりました。確かに、音とかが出ますので、夜という問題がありますね。よくわかりました。

　そこで、この新たな機器は夜間でも運用可能ということでありまして、これによって、視覚障害者の方々の安全の確保が、図られると思っておりますけれども、今後の整備の方針について最後にお聞きしたいと思います。

清水交通規制課長 　委員御指摘のとおり、今回の条例改正において規定される機器につきましては、24時間の運用が可能となることから、利用者となる視覚に障害を持つ方々の利便性の向上や交通の安全の確保につながるものと認識しており、今後の整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

　また、新たな危機の整備、運用となることから、他県警察からの情報収集や視覚障害者団体からの意見を伺いながら準備を進めるほか、モデルケースとなる交差点を選定し

令和3年6月定例会総務委員会会議録
て周知を行う方法など効果的な整備、運用方法につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

土橋委員　　私は、10年ちょっと前になりますけど、警察にお願いをしました。県の視覚障害者福祉協会、また甲府市の視覚障害者協会の顧問をずっと長いことしてしまして、障害者の人たちと夕方、午後6時にピコピコカッコーが終わっちゃうということで、夜、例えばマッサージで出かける人だとか、そういう人たちが「我々が仕事に行くときには、もうついてないんで、何の役にもたたなくなっちゃっているから、もうちょっと延長を」ということで、警察も本当に御苦労していただいて、近隣の「うるせえ」と言う人たちに、もう少し長くしてもいいかという許可をもらいに歩いて、それが午後6時だったところが午後7時、午後8時まで延長したり、長いところじゃ午後9時までになったっていう、そういう作業を本当に御厄介になって、してもらったわけなんですけど。これで、この制度ができたからということでピコピコカッコーは中止をしちゃうんですか。

清水交通規制課長　今回規定される信号機につきましては、スマートフォンを持った方に対応するものでございます。現状として、スマートフォンを持っていない、視覚に障害のある方々もいらっしゃると思いますので、こうした方々にも配慮しながら、例えば音響信号機と新たな機器を併用して設置するなどの方法も検討しているところであります。

土橋委員　　もう一つ、スマートフォンを併用している場合は、例えば夜遅くなってもずっとそれが活用される、例えば午後8時で終わりだよとか、午後9時で終わりだよとかじゃなくて、夜遅くまでも使うことができるんでしょうか。

清水交通規制課長　今回規定される機器につきましては、24時間の運用が可能でありますので、夜、音響信号機が終了した後でも対応が可能となるものであります。

土橋委員　　実は山梨県の視覚障害者福祉協会の総会が、ことしはコロナの関係で書面決議であった。甲府市視覚障害者協会のほうは、もう総会が終わってしまっていて、その前にこれがわかっていたら、私は、そこに行っても必ずいろんな話をするんですけど、その説明ができなかった。その辺のところは、また何らかの方法でみんなに周知するように、毎月の月刊誌も出ていますので。本当に障害者のためにそれができるとをありがたく思っています。引き続き視覚障害者の人、また、車椅子だとかいろんな人のために警察の信号の対応っていうのは大変大事なことで、目の見えない人にとっては本当に大切なことですから、引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 74 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(警察業務感染予防対策強化事業費について)

向山委員 今の御説明をいただきました警察業務感染予防対策強化費ということで、抗原キットの整備の説明がありましたけども、内訳や内容についてお伺いしたいと思います。

進藤会計課長 内訳や内容につきましては、御遺体及び検死業務従事者に対する抗原検査を行う抗原検査キット1,350回分、123万9,000円を要求させていただくものであります。

向山委員 なかなか、その抗原検査キットっていうのも、見たことがある方もいるかと思うんですけど、どういうものかというのも確認をしたいと思います。

石部捜査第一課長 今回整備する検査キットは、現在新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかを短時間かつ簡便な方法で確認できるものです。検査方法については、専用の綿棒を使用し、鼻の奥から試料となる鼻咽頭拭い液を採取して、専用キットにより判定します。15分から30分ほどで判定が可能のため、生前の状況が不明な御遺体の感染状況を短時間でスクリーニングできるものであります。

向山委員 抗原検査キットの中身というのを承知をしましたが、この整備によってどのような効果が期待をされるかをお伺いしたいと思います。

石部捜査第一課長 現状では、死者が新型コロナウイルスに感染した疑いがあるか、生前の情報の収集に努め、感染の疑いがある場合は防護服等を装着するなど、感染防止に特段の配慮をしておこなっているところです。

しかし、生前情報が不明なケースが多く、検視後に死者が新型コロナウイルスに感染したことが判明するケースも発生しています。検視では直接死体に触れますので、感染リスクは高く、業務に携わる警察官等の精神的負担ははかり知れないものがあります。

今回の抗原検査キットを整備することにより、短時間に感染の有無をスクリーニングすることで、検視従事者の感染リスクを最小化することが可能となります。警察官が感染拡大の一層の防止を図りながら活動することにより、県民の安全と安心の確保につながるものと考えております。

向山委員 この抗原検査キットもなんですけども、ワクチンも大規模接種では、県警の皆さんと消防職員の皆さんが接種の対象となると思うんですが、ワクチンと一緒にこういう対応も含めて、ぜひ県警の職員、署員の皆さんの安全対策に今後とも十分に努めていただ

ればと思います。答弁は大丈夫です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(通学路の緊急点検について)

向山委員 千葉県八街市で下校中の児童5人が死傷した本当に悲惨な事故が発生をいたしました。昨日、緊急閣僚会議で、首相から全国的な通学路の総点検と緊急対策を強化する方針が発表されたと承知をしておりますけれども、山梨県内においても車社会ということもあって、そういった児童生徒の安全を確保してほしいという要望は、いろいろなところで聞く機会があります。今回のこの事故を受けて、改めて、この緊急点検及び、県警として教育委員会と連携をしながら、どのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います

廣川交通部参事官 6月28日に千葉の八街市であのような大変悲惨な交通事故が起きました。山梨県警察としましては、山梨では、絶対にあのような事故を起こさせないという覚悟を決めたところであります。

そして、昨日の6月30日付で、各警察署に対し、交通部長通達を發出しまして、通学路の点検や見守り等の警戒、それからスクールゾーン等における通行禁止違反等の取り締まり、さらには事業所に対しまして飲酒運転防止や交通安全指導の徹底などを指示したところであります。

本日も、早朝から各警察署が通学路における見守り活動や指導、取り締まりを行っているところでありまして、今後は、教育委員会、それから交通安全協会や安全運転管理者等の関係機関や団体と協働しながら、これらの対策をさらに進めていくところであります。

向山委員 早速きょうから見守り活動も含めて取り組んでいただいているというところを承知をさせていただきました。この危険な通学路というのは、もうイタチごっこなところもあると思うんですけども、可能な限りスクールバスの導入とかも、今、文部科学省でもやっていますけれども、県警と県と教育委員会と、あと市町村とも、ぜひ連携を取っていただいて、なるべく危険な箇所をなくして万全な体制で、限りなくゼロに近いような体制で取り組んでいただくことを要望させていただきまして終わります。答弁は結構です。

(ハンドサインの普及について)

永井委員 ハンドサインのさらなる普及について何点かお伺いをさせていただきたいと思えます。横断歩道における車両の停止率が、山梨県はここ数年というか、非常に悪いということで、ワーストだということをお伺ってから、県警の皆さんの御努力下、年々、この車両の停止率が向上していると伺っております。まずJAFが調査している信号機のない横断歩道における車両の停止率について、ここ数年の推移をまずお伺いをいたします。

廣川交通部参事官 JAF、日本自動車連盟が行った、信号機のない横断歩道における車両の停止率に関する調査結果につきましては、令和2年8月の調査が最新のものとなります。この調査結果につきましては、停止率が35.8%であり、前年比ですとプラス9.8ポイント、全国順位は第6位で、前回は第11位でありました。なお、前々回、平成30年の調査では、全国順位第30位という結果でしたので、停止率につきましては、年々向上している状況にあります。

永井委員 30位、11位、6位ということで年々上がってきていると。私の実感として、かなり停止をされる方が多くなったという実感があります。本当に、これは皆様の取り締まりの御努力なんだなと思っておりますけれども、ただ私も車を運転する側として、これは周りの方たちもよく言うんですが、歩行者側の人たちが渡るのか渡らないのかわからない、渡ると思ったら渡らないし、渡らないと思ったら渡ってくるし、みたいなことがよくあって、私の仲間なんかは、渡らないんだなと思って進んだら渡る方で、それがたまたま取り締まり中で、捕まってしまったなんていう声も聞かれます。

そんな中で、この部分に関して、県警では、ハンドサインプラス一礼運動というのを行っていて、いろいろな、私も県警のツイッターなんかを見ると、これをとにかく奨励します。皆さん渡るときにはハンドサインをお願いしますなんていうのを見かけたりして、この周知徹底を図っているということは承知をしているんですけども、残念ながら、このハンドサインの運動っていうのが、今言った例があつて、なかなか周知がされていないというようなことが現状であると思います。県警として、今後このハンドサインのさらなる周知を図っていくために、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

廣川交通部参事官 県警察では、毎月10日を県下一斉のハンドサインプラス一礼運動の強化日に指定し、朝夕の通勤・通学時間帯に交通安全協会を初め、関係機関・団体と協働して街頭における広報啓発活動を強化しております。

また、この運動に加え、運転者に対しましては、今、永井委員からも御指摘がありましたが、横断歩道の手前における減速義務と、歩行者優先意識の醸成を図るため、横断歩道手前に表示されているダイヤモンドマークを確認した後は、前方の横断歩道付近における歩行者のチェックを促す、ダイヤモンドチェック運動も強力に推進しております。

今後もさらに周知を図るため、各年代に対する交通安全教室、県警のホームページやユーチューブを活用した情報発信、さらにはラジオのスポット放送など、あらゆる機会を通じた啓発活動により、県民の皆様への浸透に努めてまいります。

なお、コロナ禍の影響により、対面による啓発活動には制限がありますので、本年は新型コロナワクチンの接種会場におきまして、接種後の待機室に大型のポスターを掲示させていただきまして、来場される高齢者の方々に御覧をいただいているところであり、先日は県警察と包括連携協定を結んでいる山梨県歯科医師会にお願いをしまして、歯科医師会加盟の約430の診療所に啓発チラシの掲示をお願いしたところでもあります。

永井委員

さまざまな啓発が行われていることを承知いたしました。確かにハンドサインとダイヤマークのチェックのダイヤチェック運動を並行して行うことと、今御回答にもありましたけど、コロナなので、なかなか対面で直接普及啓発ができないという面があると思います。そういう歯科医師の方たちの診療所に張っていただくということもありますし、SNSをさらに積極的に活用していただいて、ユーチューブなんていうのも本当にいいと思います。特に学生さんなんかは見ている方が多いと思いますので、ぜひ、そういった形で今後とも普及啓発をしていっていただきたいなど。全国1位は確かすごくパーセンテージが高かったように思うので、ここはなかなか難しいと思いますが、トップ3に入れるぐらいに、ぜひ、この周知を図っていただきたいと思います。

(富士山ハザードマップ改正に伴う対応について)

流石副委員長

私の住んでいるところは富士河口湖町船津というところでございます。駅から歩いて5分、地域では便利だなといわれているところなんですけど、川はありません。川がないんです。ですから、きょうのように大雨が降っても全然へっちゃらなんですけれども、一つだけ困ったなということが、やっぱり富士山の噴火なんです。頂上のほうで噴けばいいんですが、そうともいえない。

この3月にハザードマップの改正があったと聞いております。その改正において、県警察では地元住民の避難誘導配置訓練を行ったと聞いておりますが、この改定を受けて、警察では今後どのような対応をしていくのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

遠藤警備第二課長

県警察では、富士山ハザードマップの改定を受け、噴火による影響想定範囲から住民らの早期避難を目的に、県警察富士山噴火総合対策マニュアルを既存のマニュアルから見直し、新たに策定いたしました。

このマニュアルの大きな特徴は3点あり、1点目は、溶岩流が市街地に到達する時間が早まったことを捉え、富士北麓地域への警察官の配置時間を早めたほか、配置箇所をふやしております。

2点目は、噴火警戒レベルや、住民の避難状況の各局面に応じ、段階的に配置を行うこととしました。

3点目は、警察官の安全管理や対応の長期化を見据え、各配置箇所の人数をふやしたところです。過日行いました訓練は、この新たなマニュアルに基づき、富士北麓地域を中心とした54カ所の主要交差点などに約120名の職員を配置し、一部の信号機交差点では、手信号による自動車等の交通誘導を行いました。

流石副委員長

やはり噴火の際に電源が切れたときに、やっぱり交差点は手信号、これは大事なこと

令和3年6月定例会総務委員会会議録
だと私は思っております。やはり、そういった対応を早くしていただくこと、どこで噴火があるのかわからないので、川がない分、私どもはそれだけがやっぱり心配の種、住民の心配の種なんですね。

この3月下旬のハザードマップの改定内容の公表から、すごい早い対応をしていただいたなと私は思っておるんですよ。1年ぐらいかかるのかなと思った矢先に、2カ月足らずでしていただき、早いと私は思っておるんですが、この短期間で対応に至ったのは、何かあったのかなと、それを聞きたいんですがよろしいでしょうか。

遠藤警備第2課長 県警察では、昨年来、富士山火山防災対策協議会の改定作業と並行して、山梨県富士山科学研究所の知見も参考にさせていただきながら、県警察避難誘導マニュアルの改定作業を進めるなど、いつ噴火してもおかしくないと言われる富士山噴火に備えてまいりました。

また、3月の改定内容の公表後、マスコミでも非常に大きく報じられており、県民の関心も極めて高まっているところであります。こうした情勢を踏まえて、富士北麓地域の住民の皆さんをいち早く避難誘導して、その安全を確保するため、マニュアルの早期改定と配置警察官に対する早期訓練の実施に至ったところであります。

流石副委員長 富士北麓地域の人口は10万人弱なんですよ。山梨県全体でいうと8分の1程度の人口なんですけれども、やはり10万人弱の方が一番怖いのは富士山の噴火だと。予知とは言ってはいけないって、このごろは言われてますが、やはり学者さんにもっと勉強していただいて、この辺が危ないぞとか、この辺きょうは、1カ月先はこの辺だぞってなれば、私どもも、もっと安心するのかなと思っておりますが、そういうのが私の希望です。でも、まだなかなかうまくいかないのが現実です。

今後、県警察では、富士山の噴火に備えてどのように取り組んでいくのか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしいですか。

遠藤警備第2課長 県警察では、富士山噴火が必ずあるとの認識のもと、先般行った富士山噴火避難誘導配置訓練について、訓練結果により抽出された課題の解消を図るため、随時マニュアルをブラッシュアップしていくほか、人事異動等により、体制に変更のあった際には、年度の当初に同様の訓練を行うなど、県民の安全・安心を確保するため、対処能力の向上に努めてまいります。

また、山梨県や市町村が行います広域避難訓練にも積極的に参加するなど連携体制を構築しまして、有事の対応にそごが生じないよう努めてまいりたいと思います。

流石副委員長 やはり一番怖いのは噴火です。必ずあるって言われたんで、なおさら今、私困るんですけども、はっきり言っていつあるかまでわかっていたいただければ一番ありがたい。いつあるかをぜひ追求していただいて、今後頑張っていただければと思います。答弁ありません。

(警察職員の新型コロナウイルスワクチン接種について)

望月（勝）委員 私は先日、警察友の会の打ち合わせへ行ってきました。警察の皆さんが非常に日夜を問わず県民のために従事してくれている、業務に携わっていただいているんですけど、1点、署長たちは、まだワクチン接種していないんだよと心配していた。そのような話を聞いた後、すぐ甲斐署とかの署員の感染が出たような状況でございまして、地元の南部署の署長以下皆さんが非常に心配しているわけですが、家族のある皆さんが、県民のために日夜業務に精通していただいている中で、何とか警察官とか消防士、また学校関係の教員に、コロナのワクチン接種を一日も早く優先的にしてもらわないと、やはり人と接する機会の多い職種でございまして、そういうことの中で、県警の接種状況の現状をお聞きしたいなと思っておりますので、お願いいたします。

赤池厚生課長 県警察におきましても、警察職員へのワクチン接種については重要な課題であると認識し、取り組んでおります。職員の接種については、県が8月から開設を予定しております大規模接種センターにおいて、学校や幼稚園、保育所などで子供と接する機会の多い職員の接種状況を見ながら、警察職員についても可能な限り早い時期に接種が開始できるよう、現在調整を進めているところでございます。

望月（勝）委員 8月から学校の子供や警察官、消防士なんかの状況も出ていたんですけど、オリパラの関係がありまして、7月に入るとかなり海外からも国内へ来る人も多いと思います。そうした中で、非常に接種率の状況も上げていかないと、特に警察官の皆様は大変じゃないかと思っております。山梨県内でも合宿とか、試合会場等もありますので、そうした中で県警としても、県としても当然だと思うんですけど、そうした優先順位を、やはり警察官の皆様が安心して業務に携われるよう、今後の対策については、今お話がありましたけど、これをもう少し前倒して、できるだけ早く、一日も早く警察官の皆様接種をしていただきたい、そんな願いを込めて、この機会にございましたので、今回質問をさせていただきました。ぜひまた、県警本部長にもその辺の対策をちょっとお聞きしたいと思って、一日も早いそういった対応ができるのかどうか、県の取り組みについての状況を回答いただきたいと思っております。

大窪警察本部長 ただいま厚生課長がお答えを申し上げましたとおり、県警察の職員に対しまして一日も早くワクチン接種が実現いたしますよう、引き続き知事部局とも緊密に連携をいたしまして、委員御指摘のできるだけ早くということが実現するよう、努めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 家族の皆さんもおいででしょうから、皆さん安心して、県民のために頑張っていただけるように、よろしく申し上げます。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、リニア未来創造局関係

※ 第73号 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第104号 指定管理者の指定の件

質疑

向山委員 交流センターの御説明をいただきました。何点かちょっとお伺いをしたいと思いますけども、先日、総務委員会でも視察をさせていただいて中を見させていただいた中で、開館に向けて準備が進んで、いい形で開館できればなということで期待をしておりますが、指定管理者の指定に当たって、選定の際にどのようなことを一番重視をされたかをお伺いしたいと思います。

望月県民安全協働課長 本センターにつきましては、さまざまな分野で活動されている方々ですとか、団体が集いまして、そしてつながることによりまして地域課題の解決ですとか、地域の活性化に向けた新しい活動が生まれることを目指してございます。

このため、今回の選定に当たりましては、利用者同士の交流連携を深めるためのイベントやセミナーなど交流の場の提供ですとか、社会貢献活動や起業等に係る相談に対応するための相談会の開催などを通じまして、多様な主体の連携を図ることによりまして、新たな活動が創出されるということを重視してございます。

そして、2点目ということもございますけれども、それに加えまして、新型コロナウイルス感染症の長期化がございまして、それによりまして、企業の経営環境への影響も懸念されるところでございますが、その中でも安定した経営を維持することが可能な経営基盤を有していること、そして今回初めての指定管理者の指定になりますので、管理する施設の運営管理を適切に実施できることにつきましても重視してございます。

向山委員 安定的な運営というところも重視をしていて、施設の交流施設としての機能を最大限発揮するっていうのが、県民にとっての有益な施設になるかなと思います。そんな中で、

その質の高いサービスの提供が期待できるとありますが、具体的にどのような点としてサービスの部分の評価をされたのでしょうか。

望月県民安全協働課長 今回の提案では、企業や団体などの垣根を越えまして情報交換をする交流会を開催することで多様な視点で連携、交流を促すという事業がございます。そして、NPOと連携をとりました社会貢献活動ですとか起業、そして地域課題解決に向けた取り組みの3つのテーマにつきまして、それぞれ月2回の相談会を開催するという提案となっております。それによりまして、利用者の活動を継続的に支援していくことができると考えてございます。

このほか、県や県ボランティアNPOセンターですとか、県立大学、そして産業支援機構等で構成される運営協議会というものが設置することになってございまして、そのさまざまな意見を運営協議会におきまして、運営ですとか事業に反映させることができるということで、多様な主体との連携が図られる。そして各機関が有しておりますノウハウですとか、多角的な視点からの考え方が、それぞれ施設運営に反映させることができることによって、質の高いサービスが提供できるという点を評価させていただきました。

向山委員 今御説明があったとおり、多くの機関がこの交流センターという意味を持って運営事業にかかわってくると承知をしましたが、この地域交流センターっていう名称のとおり、その事業の中身や効果をはかるっていうのは、なかなか難しいと思うんですが、2ページの指定管理者の指定についての講評の中の2番の講評のところの一番最後に、「なお、提案された企画の確実な実行はもとより、施設の特色や目指すアウトプットを明確化し、地域課題を抱える多くの県民等が集まる場とするためのサービスの充実を求める」とあります。この地域の「施設の特色や目指すアウトプットを明確化し」というのは、なかなかちょっとわかりにくい表現になっているんですけども、この「アウトプットを明確にする」というこれは、何を目指していくのかっていうのを明確にお伺いしたいと思います。

望月県民安全協働課長 そこにつきましては、先ほど申しました県民に交流の場を提供すると、そして多くの方に集まっただきまして、そこでつながることによって地域課題の解決ですとか経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の主体的な取り組みを促すということを目指してございます。

そのための指標といたしまして、それぞれの年度に指標を設定してございます。開設4年目となります令和6年度の最終的な目標でございましてけれども、そこにつきましては、施設の利用者数が2万3,000人、利用者の満足度を90%、そして地域課題解決を目的とした事業数につきましては23件ということで、令和6年度の目標として設定をさせていただいてございまして、その達成に向けまして指定管理者と連携して県も進めてまいりたいと、達成してまいりたいと考えてございます。

向山委員 　ぜひその測定とか目標に向かった取り組みを期待したいところですが、この地域課題の解決に向けて、県民の主体的な活動を支援するっていう意味では、前身のボランティアセンターも含めて多くの方の思いが存続ということで、今回、長崎知事の英断でこういう形で残ったという施設でありますので、ぜひこうした施設を、より効果的に、効率的に運用するために、指定管理者任せではなくて、県も責任を持って運営に関与していくべきだと思いますけども、そこについての見解をお伺いします。

望月県民安全協働課長 　今回、指定管理者からは、さまざまな提案をいただいております。指定管理の制度ということで指定管理者の力を引き出して、その提案を着実に推進していくということが必ず必要となっておりまして、ただいま委員御指摘のとおり、県も積極的に、責任をもって関与していくことが重要と考えてございます。

　このため指定管理者が実施した事業につきまして、先ほども言いました運営協議会がございしますが、そこにおいて、その効果を毎月検証します。そして改善策を次の月あるいはその翌月等に反映してまいりたいと考えてございます。

　また、事業年度が終了した後につきましても、年間の事業実施状況ですとか、効果、利用者の満足度等につきまして、評価シートによる評価などを行いまして、その結果を踏まえまして指定管理者と協議をしていくということを考えてございます。

　こうした2段階ですけれども、月ごと、そして年度終了後という取り組みを通じて、県も運営に積極的にかかわりまして適正な運営ですとか、事業の効果的、効率的な執行を確保することで、県民の主体的な活動が促進されるよう、県も責任を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

向山委員 　これからオープンということで、今御答弁いただいたとおりに、いい形で進むように取り組んでいただきたいと思います。先日の総務委員会県内視察のときにも、提案の一つとして、甲府市との連携ということも伝えさせていただきましたが、総合市民会館の指定管理者に、このアルティーさんが入っていると、なおかつ市役所がすぐ目の前にあって、代表質問で皆川代表が質問されていましたが、課題の一つとして駐車場があると思いますが、この施設の特色を考えると、例えば夕方以降に交流をするようなことがあれば、日中は甲府の市役所も満杯になっている状況多いんですが、6時以降であれば、ある程度は空いている期間があるということも踏まえて、甲府市の駐車場も市役所と連携をしながら一緒に協働をとるような、協働事業をするような形にすれば、そういった活用の方法も見えてくるのかなと思いますので、ぜひ周辺の同じような、中心部にあるっていう特色を生かした上で、車社会の山梨も対応できるような施設運営をぜひお願いしたいと思います。

望月県民安全協働課長 　御提案ありがとうございます。甲府市の協働センターですとか、旧穴切小学校の跡地でございます。そういうところも話をして、駐車場につきましては現在話もして

ございますけれども、事業の面につきましても連携を図りながら、県民の主体的な取り組みが進むよう連携をして、今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費について)

永井委員 スの2ページ、山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費について伺います。

オリンピック・パラリンピックがいよいよ近づいてきて、県内の市町村でも海外のチームが間もなく事前合宿を開始してくると承知をいたしておりますが、まず初めに、県内で合宿するチームがどれぐらいあるのかということと、また、それに伴う選手が何人ぐらい山梨県内に入る予定になっているのか、伺います。

草間スポーツ振興局次長 現在、県内では11の市町村で、フランス共和国などを初めとしまして、オリンピック8競技とパラリンピック3競技の事前合宿が予定されております。また、選手の数ですけれども、まだ最終的に選手の数が確定してないところがございますが、大まかな数といたしますけれども、おおよそ270名程度を今予定しております。

永井委員 先ほどもちょっと御説明にもあったと思うんですけども、今回、この補正に計上したのはどのような理由か、改めて伺います。

草間スポーツ振興局次長 国では、事前合宿を行う自治体が海外からの選手等を受け入れる際のマニュアル例を昨年度策定いたしました。県では、これに基づきまして、本年度当初予算に感染症対策に係る経費を計上いたしました。しかし、その後、流行傾向にあります新型コロナウイルスの変異株は、これまでのものよりも感染力が高いことから、国では5月にこのマニュアル例を改定いたしました。感染対策を強化したところであり、これら新たに示された内容につきましても、対応できるよう、これに係る経費を補正として計上

しております。

永井委員 変異株対策での今回の補正ということでございましたけれども、この予算というのはホストタウンで具体的にどのような対策に活用されるのか、伺います。

草間スポーツ振興局次長 当初予算には事前合宿時の選手のPCR検査費用や、あるいは受け入れる地域の保健所体制強化の費用などを感染症対策として計上いたしましたが、今回の補正予算では、主にPCR検査の検査頻度の強化対策に活用することを念頭にいたしまして経費を計上しております。

永井委員 PCR検査の頻度を上げるということなんですけれども、どれぐらいの頻度で行うのでしょうか。

草間スポーツ振興局次長 海外の選手あるいは役員の方、また、その選手等と一定の接触があるホストタウンの自治体の役員、選手、職員などの管理者につきましても、検査頻度を大幅にふやしました。これまで選手などは事前合宿の期間中3回程度だったものを、選手等につきましても毎日PCR検査を行います。また選手等と一定の接触がある職員につきましても毎日検査を行うこととしております。

また、これまで検査対象となっていなかったホストタウン自治体等の関係者、あるいは選手等が泊る宿泊施設の従業員などにつきましても検査対象者として加えまして、選手との接触状況によりますが、4日または7日に1回程度の検査を実施することとしております。

永井委員 選手は毎日ということだったんですけれども、今回877万4,000円計上されていますよね。多分、今までの事前の検査も合わせてということだと思うんですけど、先ほど選手もざっくり270人とおっしゃっていたんですけど、この予算で大まかに今言われた全部が賄えるような試算になっているんですか。

草間スポーツ振興局次長 当初予算時のPCR検査の単価と、その後、今回の単価が多少安くなったという点もあつたりしますので、今回の増額の分で選手の分あるいは職員の分含めて全て賄えるものと考えております。

永井委員 ホストタウン受け入れの市町村も、周りに住まれる県民の方たちも楽しみにはしていると思われるんですけど、ただ、やっぱりこういう対策がきちりなされて、そうは言っても不安な部分があると思うんですが、こういう対策をきちりやられることで、またそこでも交流が生まれてくると思います。今回このような形で増額をされたということで、安心してホストタウンの県民の皆さんが交流ができると思いますので、ぜひしっかりとした検査体制を行っていただきたいと思います。

(多様性を尊重する山梨県検討会(仮称)開催費について)

県民の2ページですけれども、多様性を尊重する山梨県検討会(仮称)開催費について、ちょっと確認の意味でお伺いをしたいんですけれども、今回26万7,000円が計上されていて、多分、これ会議を何回かやってくるんだと思いますが、まず、この検討会のメンバーは、どのような方が就任されて何人ぐらいの方がなられるのでしょうか、お伺いします。

雨宮県民生活総務課長 メンバーということですが、検討会を開催するんですが、今メンバーは7人程度を考えております。有識者ですとか当事者などを考えておまして、今検討をしているところでございます。

永井委員 この検討会ですけれども、予算額からいうとそんなにたくさんの回数、検討会ができないと思うんですけれども、大体どれぐらい検討会を行う予定でしょうか。

雨宮県民生活総務課長 検討会の回数につきましては3回程度を考えております。まず1回目で御意見等をいただく中で、当事者の置かれている課題ですとか、現状ですとか、そういったことをお聞きしながら、2回、3回とやっていく中で、どういったことをやっていったらいいかということを考えていきたいと思っています。

永井委員 今回の総合計画の改定の中のSDGsの多様性の尊重みたいな部分は、今回この部分だけと言ったらあれなのかもしれないですけど、この部分がメインになると、この前の説明会でのお話もありました。今回3回やられるということなんですけれども、ここで話し合われた内容を、どのような形で施策に反映していく予定か、そういったものがあったら教えてください。

雨宮県民生活総務課長 今後の予定ということですが、今想定しているのは、これが御承認いただければ、早速、7月くらいに1回目を行いまして、2回目を早々にまたやる中で、来年度、何か施策を出していければと思っております。

永井委員 非常に予算額が少ないんですけれども、非常に重要な部分であると思います。3回の会議でどれぐらいの話まで詰められるかわからないんですけれども、せっかく今年度これに載っていますし、総合計画の中にも、その部分は書き込まれていることなので、できる限りこの3回で何らかの結論というか、課題点、対策を見出していただいて、ぜひ来年度に新たな施策が展開されることを期待しております。

(グリーン・ゾーン推進費について)

もう一点だけ、次の県民の5ページなんですけれども、グリーン・ゾーン推進費で1

点だけ確認したいんですが、現地調査とかホームページはわかるんですが、認証ステッカーの作成ってあるんですけども、これは私も応募したんですけど、きのうまで募集していた新しい認証ステッカーだと思うんですけども、その作成ということで間違いはないですか。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 新しいステッカーというよりは、新規、移行中施設とか、それから個別解除施設のため変更になって、今度新しくなるものなので、委員の御指摘とおりです。新しいステッカーがこちらのほうに使われるような形になります。

永井委員 ステッカーというのは、いつ決まるんですか。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 きんのうまで投票しており、結果は出ております。1番、丸が2つあってGと書いてあるものが得票数が1番多かったです。そちらのほうになるんですけども、これから印刷とかをかけまして、できれば7月中には新しい変異株対応をとったところに、お渡ししていくような形になると考えております。

永井委員 私は3番に投票したんですけど、それはいいとして、1番のステッカーが新しく。ということは今までグリーン・ゾーン認証でもらっていたステッカーと、もう一個新しい1番の二重丸のステッカーが出てくるということですよ。ということは、変異株の対策をやっているところがどんどん出てくる。新規で例えば今言ったように移行していくところがあるじゃないですか、そうするとあのステッカーが1枚だけっていう形で、あれが1枚あったら全部補完しているよという形になっていくということで、よろしいんですかね。それとも、その新規の部分の方たちの新しい変異株の部分と通常の今までのやつが2枚配布されるっていうイメージなんですか。どうなんでしょうか。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 変異株対応をしたところにつきましては、今ちょうどこれを持ってきていまして、この二重丸をお渡しする形になります。個別解除施設については、新規のところが出てきて、変異株対応に関係のないところも実はあるにはあるんです。そういったところにつきましては現状のステッカーが、一斉更新の際に新しくこの二重のステッカーになると考えております。

永井委員 その新しいステッカーがあればより安全というようなイメージもあって、だけど、まだ変異株が関係ないところは既存のステッカーが張られるということで、そういった部分をぜひ周知をいただいて、要は、別にその変異株の対策をしなくてもいい施設は今までどおりなので、じゃあお前のところは突っ込んだ対策をしていないのかみたいな誤解が生まれてしまうのが、私はちょっと危惧するところでありまして。ぜひ今回のステッカーの意味をよく広く周知をいただいて、普及啓発をしていただきたいと思います。最後その部分をお伺いして終わります。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 今回のステッカーにつきましては、そういった変異株対応のあかしということでやっていきたいと思っておりますので、そこら辺のことを周知徹底して、県民の皆様、利用者の皆様にわかるように周知をしっかりとやっていきたいと思っております。

向山委員 永井委員からあったグリーン・ゾーンの関係でちょっと確認をしたいんですけども、グリーン・ゾーン推進費ということで、新たにこの事業費は前の事業者を引き続きやっていただくというような、契約形態はどのように行っていくのか、そこをお伺いしたいと思います

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 こちらは5,075万6,000円なんですけれども、このうち今、東武トップツアーズに事務局に委託をお願いしているんですけれども、こちらに委託を増額するものは、このうち3,050万円ということになっています。これにつきましては、今の東武トップツアーズに委託費を変更して増額するような形をとりたいと考えております。

向山委員 継続をするという意味で、同じ事業者でやったほうが効率的だと思うんですけども、ここで1点だけ、30万円と60万円の補助金があって、あれは観光文化庁でやっていると。150万円の補助金は6月末まででしたけども、県土整備部でやっているということで、それぞれ事務局は存在しているけども、グリーン・ゾーンの取り組みとしてやってきたっていうのがこれまでだったと思います。

変異株については、なかなか基準がわかりにくかったり、飲食店の皆さんは、つくったのにまたやってくって中で、なかなか取り組みが進んでいないようなところも正直あると思うんです。そのときに事務局がそれぞれ別であっていいとも思うんですけど、情報共有をどうやって行っていくかがすごく重要であって、発注者は県という組織から発注をして同じであるのに、事務局が違うことによって、そこで融通が何も効かなくなってしまいうって状況が実際に生まれていて、認証制度の問い合わせと補助金の問い合わせが、それぞれ2方向にしなきゃいけないっていうので、かなり飲食店の皆さんが手間になって、それによって円滑に感染症対策が進んでいない実態も何件か実際に聞いてます。そういうところは、県がどうやってその先をうまく回していくかだと思うんですけど、事務局が2つあってもいいと思うんですけど、そこの横の連携というか、情報共有ってところをぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 御指摘のとおり、こちらのグリーン・ゾーン推進課にも多くの補助金関係について質問があるということは事実でございます。事業者の方に混乱があるということも、そうかなと思っております。

ただ、我々としたしましては、グリーン・ゾーン推進課、それから所管している観光振興課と密に連絡を取っております、そちらのほうで、そごのないように調整、連携

を図っているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第105号 山梨県総合計画変更の件

質疑

向山委員 1点だけお伺いしたいんですけども、総合計画において、リニアの部分っていうのを、このタブレットで調べると大体13ページぐらいに関連項目が出てくるんですが、リニアに関連していえば、開業時期がかなりずれ込む可能性があるかと、そういったものもこのコロナに合わせて変更の箇所あるいは検討課題でどのようにお考えになって今回総合計画に反映されたんでしょうか。

安藤リニア未来創造・推進課長 リニアの開業につきましては、現在、静岡工区の問題がありまして、JRとしましては2027年の開業が難しいというところでございます。ただ、そのおくれる時期というところにつきましては、明確に示されていない状況でございますので、現状としましては、県としてリニア開業に向けて、県としてできる業務を進めていくということで計画については記載をしております。

向山委員 地権者の皆さん初め、周辺開発のところでも2027年を前提にやられているっていうのは承知をしておりますけども、現実として難しいってことはもうJR東海も見解を出している部分も一方ではあります。明確な時期がなかったとしても、今回この総合計画においては2030年のリニア後を見据えた中でのまちづくりやビジョン、人口動態が一番大きいと思うんです。リニア開業後に社会減が減っていくというようなことをもとに今回設定をされていると思うんですが、そこを例えば今の状況を見ると、これは簡単に前進をしていくことはちょっと考えにくいという前提に立てば、開業しなかった場合でもこういう方法があるんじゃないかと、開業した場合はこうだと、二本立てで、ある程度対応策を考えながらイメージした上で進めていくことが必要なんじゃないかなと思うんです。

ただの道1本だったら何も関係ないんですけど、この総合計画の基本事項の13ページにも及ぶ中に、リニアの影響について書かれているこの大きな事項が、それが延びてしまったときにどうなるかっていうところについては、検討されて総合計画に反映をされているんでしょうか。

安藤リニア未来創造・推進課長 委員御指摘のとおり、今後の見通しというところがまだ明確には決ま
っていませんので、いろんな方法というところも見越していかなければならないと考
えております。ただ現状としましては、県としてリニア推進に向けてできることを確実に
進めていくということで、計画には記載をしているところでございます。

向山委員 今後いろんな部分での実際のスケジュール感も出てくると思うんですが、であれば、
この総合計画は複数年にわたって行うものだと思うんですけども、実際にリニアの開業
時期がずれ込むって明確になった場合で、もう一度見直すというお考えでよろしいで
しょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 状況に応じて計画の見直しを進めるということについては、基本的な
考え方としてございます。それぞれの状況をよく見据えながら検討を進めていくとい
うことになろうかと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

永井委員 継続中の請願第1－2号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の
採択についての意見であります。

この請願の趣旨については、核兵器禁止条約に関することであり、国の外交安全保障
政策に関連していることですので、地方議会が意見を出すということに関しては慎重に
熟慮、検討していかなければいけないと考えます。

したがって、現時点でのこの請願については継続審査とすべきだと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

向山委員 民法改正の意見書に対してですけれども、6月23日に最高裁におきまして、夫婦は同じ名字にするという民法の規定は合憲との判断が示されました。しかしながら、最高裁はどのような制度をとるのが妥当かという問題と、憲法違反かどうかを裁判で審査する問題とは次元が異なると、制度のあり方は国会で議論されるべきだとしています。夫婦別姓の導入は国会でも慎重に継続的に検討されていると認識しておりますので、県議会としても県民の意見を十分に聞き、国会の動向を注視しながら慎重に判断する必要があります。

したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

卯月委員 桜を見る会につきましては、昨年1月に東京地検特捜部は、安部前総理を嫌疑不十分で不起訴処分とするという対応をとりました。それから前総理が記者会見をして謝罪をされたことは御存じのとおりです。現在の菅総理は、任期中、桜を見る会は開催しないと断言しております。この件については、国会における今後の審議の状況を注視していくことが必要ではないかと思っておりますので、県議会としては、この桜を見る会の疑惑解明のための徹底審議を求める意見書を提出すべきと要望する請願に関しては、継続審査とすべきだと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

(「継続審査」の声あり)

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(男女共同参画推進センターの集約化について)

望月(勝)委員 まず、この令和3年で急浮上してきた県の取り組みについて、男女共同推進センターの集約化ということで、3施設を甲府のぴゅあ総合に集約して、そこで整合性を持ってやりたいと、このあいだ知事もそういう話でありましたけど、これは、ぴゅあ富士、ぴゅあ峡南を利用している皆様が非常に苦慮している点で、急に令和3年でこういう問題が出てきたと、事前にそういう報告をいただきたかったとか、あらゆるところで地理的な、また時間的な、また交通の利便性を考えたときに、現在この地区の施設を利用している方々の中で問題、課題が生じたところがございます。

過日も県当局へ、3回、4回と要望しているところであり、県民生活の、今日いらっしゃいますけど、小田切部長のところへもお願いに行ったり、知事のそこへ行ったり、知事とまた執行部と女性団体の皆様が数回、これについてもまた意見交換をしている中で、どうしてこのような形が。確かに財政状況が厳しいということはわかりますけど、やはりこの地域の拠点となる男女参画といっても、今は男性も女性も子供さんも一緒になって地域で活動する、そうした拠点がなくなるということは、非常に皆さん方の生活にもまた元気をなくしてしまう、特に、このコロナ禍の中でこうした施設は残していただきたいということで、ちょっとその辺の取り組みについてお伺いしたいと思います。

雨宮県民生活総務課長 これまでの取り組みということですが、いろいろ御意見や御要望をたくさんいただいているところがございますので、そういう中で、ぴゅあ総合をどうしていくかということについて御説明、方針案をお示しさせていただいて、今、議論をいただい

ているところでございます。

これにつきましては、課題としては、意識が変わってないという大きな切実な課題や、30年前から変わってきている社会環境ですとか、依然として進まない意識等ですとか、新たな課題に対応した男女共同参画の機能を充実・強化するということが必要になってきております。

また、センターは、建物の老朽化が進行してきておりまして、今後の施設の改修等にも費用が見込まれるというようなこともある中で、施設の利用状況も踏まえていくと、今後の施設の管理運営をしていくのは難しいという状況もあって、こういう中で、時代の変化とか新たなニーズを踏まえて男女共同参画を推進するために、ぴゅあ総合に人的資源や財源を集中させていく、機能を充実強化するのがよいのではないかという方針をお示しさせていただいたところでございます。

望月（勝）委員 知事も、このような状況の中で説明いただいたんですけど、できればぴゅあ総合の中に、もっと充実した機能を持って、またできればテレワークでやっていきたいとか、またそうした中で話を行ったところで、また女性団体の皆さん方からもそういうこともお聞きしたんですけど、特に女性の方、今高齢化してきている方もいまして、こうした地域でやってくれるから私たちはこの施設は必要なんだと、テレワークをやったり、またコンピューターを使ったりなんていうことは、とても私たちにはできないと、それじゃあやっぱり地域のそういう拠点を、どこか2カ所を廃止、集約する場合にも、今までの現状でどこか置いてもらいたい。

今建物の老朽化ということがありますが、そうした中でかわるべき施設、そういうものを各出先機関もありますんで、そういうところを利用したり、またそうした立地条件のいいところで交通の利便性を考えていただいたりしながら、もう少し県として、そこら辺の取り組み状況を考えていただくように、ちょっとお聞きしたいんですが。

雨宮県民生活総務課長 団体の皆様が活動していく拠点というのはやっぱり必要だと、これはもう重く受けとめていますし、十分そこは認識しております。そういう中で、やはり活動の拠点をどうしていくかということで、やっぱりスペースは必要であろうということで、そこにつきましては、引き続き活動ができるような場所を確保していかなければいけないと考えております。そこも単なるスペースではなくて、拠点になるような機能を考えていかなければいけないなと思っております。

望月（勝）委員 御説明の中では、そうした事態も県でも考えているということでございますが、どうも、このあいだの皆さん方が意見交換した中で、女性団体の皆さん、また男女参画の皆様が、執行部とまた知事との意見交換の中で、どうも一方的にそこが進んじゃって、私たちにはちょっと理解できない、ついていけないような、そんな話だったということも聞いたんですけど、特に山梨県は、まだまだ男女参画のそうした活動的なものが全国から見ると低いような状況もありますし、また特に各職場においても管理職の皆様の話を

聞いても、過日も総務委員会の中で、県内視察をしたときに、やはり女性の、各企業の役職についている方々のお話を聞いても、非常に企業の中でもこうした男女平等のやはり立場を維持するには、非常にまだまだ山梨県は厳しい、山梨県の企業においても理解が薄いということをお聞きして、そういうことの中においても、このびゅあ施設は非常に大事なところであるものですから、その考えを、ちょっと小田切県民生活部長にもちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

小田切県民生活部長 男女共同参画推進センターにつきましては、本当に県民の皆様からいろんな御意見をいただいております。県としても、やはり身近なところに拠点があればなかなか活動ができないというところは十分認識しております、県が一方的にそういう御提案をするだけではなくて、その地域の活動をされている団体の方ですとか、女性団体の方の御意見を伺いながら、その拠点に求められる機能などについてお話をしながら、本当に拠点となる場所をつくっていきたいと考えております。

望月（勝）委員 本当に前向きな姿勢を伺ったんですけど、それがやっぱり実態へつながっていかないと、この男女参画の中で、施設を利用している方々が、地域の方々が、やはり非常に不安を持っていますんで、そういうことで、何しろすぐびゅあ総合へ集約、すぐ来てもらえば、十分な体制がとれるということであっても、やはり皆様は先ほど言ったように、高齢の方も多し、女性の皆さん方、また車に乗れない方、また不便なところにいる方、そういう方たちがやっぱり参加できないという状況も出てきますんで、不平等感を持たないような、そういう施設に、これからもしてもらいたんですけど、そこらは特に考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(知事の山梨県スポーツ協会会長辞職について)

向山委員 まず、先月の18日に山梨県スポーツ協会の臨時理事会におきまして、長崎知事が協会の会長職の辞意を表明し、辞職をされたということについて、まずお伺いしたいと思います。これ、新聞報道はありましたけども、どのような理由で辞職されたところを、まずお伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 令和2年度の2月議会で山梨県スポーツ推進条例が制定され、この条例によりまして、県民、事業者、スポーツ関係団体等がスポーツの推進に主体的に取り組むように努めるということとされたところでございます。この条例の趣旨を踏まえまして、山梨県スポーツ協会の自立性や主体性を、より一層高めるということで、知事職にある者として会長を辞するとの説明が臨時理事会の場であったと承知しております。

向山委員 スポーツ条例に関連してということなんですが、加えて新聞記事の中では、協会は小瀬スポーツ公園など県有施設の指定管理者となっていることを踏まえて、利益相反も起こると。政治利用の温床になるので、かつ整理しようという思いがあったとも説明をされているということでもありますけど、法的解釈については総務のほうでちょっとお聞き

したいんですけども、ここの利益相反というところについて、県としては、どのような御見解お持ちでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 県とスポーツ協会が指定管理等で行う契約につきましては、会長と同等の代表権を有する常勤の専務理事がおりまして、総合代理とか、そういったものを回避されておりまして、利益相反にはなっていないと考えております。

向山委員 県の見解は利益相反にはなっていないということを確認できました。
いわゆる充て職で会長をずっと知事がされていたと思うんですが、例えば、今後、ずっと続いていく中で、スポーツ協会とすれば、このスポーツ推進条例をもとにして、会長職に公職のある人間がつくってということは、今後ないっていう方針でよろしいでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 知事がスポーツ協会の会長ということについては、これまでもスポーツ協会から、スポーツ協会自体が県下全体の八十数団体を所管しておりまして、そういったスポーツ全体を統括する業務がございますので、そういったところから知事をお願いしたいということで、必ずしも知事に充て職ということではなくて、これまでも知事にスポーツ協会から要請があり、その都度、理事会で承認されて就任をしていると承知しております。

向山委員 承知しました。その部分は承知したんですけども、今後そこにつくことはないという確認でよろしいでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 今の件につきましては、スポーツ協会の会長職ということでございますので、ちょっとこの場で、私からはお答えを差し控えさせていただければと思います。

向山委員 承知しました。
この件に関しては、知事の判断は大変すばらしいものだと思っています。この指定管理団体、利益相反はないっておっしゃったんですけど、基本的には、やはり指定管理を出す側と受ける側が同じっていうのは不健全な形であることは間違いないと思いますので、スポーツ協会に関しては、ないってことなんですけど、ここについては一つの問題提起として知事が出していただいた部分なのかなと思っています。例えば甲府市においても、甲府市のスポーツ協会の会長は市長が務めています。それは指定管理で緑ヶ丘公園もやっていますけども、本来であれば望ましくないと思うので、この知事のお考え、取り組みが全县下的に広がるように、また取り組みとして、県としても関係団体にそのようなことを注意喚起できるような機会があれば、ぜひ行っていただきたいと思います。これは要望で終わります。

(知事の警護体制について)

次に、今年の3月に知事が記者会見でおっしゃっていた部分でちょっとお伺いしたいんですが、知事公舎の借上げの件で、議会で取り上げられたことを受けての知事の御発言の中であつたんですけども、衆議院議員当時、総選挙の最終日にナイフを持って襲いかかってこられたっていうことがあつたと。また事務所に盗聴器が仕掛けられたという経験もあつたと。これは知事就任直後ですけども、殺害予告の電話があつて、現在進行形で、その方が誰かっていることはわかっていないということで、大変ショッキングで深刻に捉えなきゃいけない部分だと思っています。

その後が重要なんですけども「残念ながら山梨県の知事は東京都の知事、あるいはほかと違ひまして、身辺警護というものはついておりません。ほぼ無防備な警備体制の中でみずからを守り、また家族を守らなければ公務自体が成り立たないという状況にもございます」と話しています。

委員の中で前お話しした中で、知事的身辺を心配されているような議員さんもやはりいて、こうした部分は知事御本人の思いに沿ってきちんと見直していかなくちゃいけないなと思っています。そこでまず、殺害予告についての事実関係をお伺いしたいと思います。

石寺知事政策局次長（秘書グループ秘書監事務取扱） 3月の記者会見において、知事からそのような発言があつたということは承知しております。ただ、具体的な内容、その他につきましては、私は現在のところ承知しておりません。

向山委員

承知しました。

誤解っぽく受けとめてしまうと、殺害予告はあつたけども、何も行われていないような状況にとられてしまうかもしれないんですが、私のほうでも県警及び関係機関に確認をさせていただいたところ、殺害予告の電話については適切に県警では対応していると。

そのような状況の中で、知事御本人としても無防備な警備体制とおっしゃっていて、県警にもお伺いしたんですが、基本的には国家公安委員会の規則の中で警護要素が決まっていると。第2条に、警護対象者があるんですけども、この規則における警護対象者というのは、内閣総理大臣、国賓、その他その身辺に危害が及ぶことが国の公安にかかわることとなる恐れがあるものとして、警察庁長官が定めるものをいうと。

これはもちろん、山梨県の国家公安規則もありますんで、こうした中で、今きちんとした議論をしているんですけども、富士急行との議論でこれだけ白熱をして、知事が先鋭的にいろんな発言をされる中で、こうした部分の身辺体制、安全確保っていうのは、それは県庁としてもしっかり行っていくべきだと思うんですけども、そうした部分についてはどうお考えでしょうか。

石寺知事政策局次長（秘書グループ秘書監事務取扱） 知事の安全確保というのは非常に重要な課題だと認識しておりまして、県警察本部と綿密に連携を取りながら、知事に危害が及ばないよう最善の努力をしているところでございます。

向山委員 承知しました。県警の観点からいけば、まず知事政策局あるいは県庁から要請があった段階でようやく県警としては、その検討課題に入ると。現状ではその要請がまずないということだと承知してますんで、この警備体制も公職でありますので、例えば24時間体制でどのような形でフォローできるのか、あるいはどういった警備体制でカバーできるのかっていうのは、何かあってからでは遅いと思いますので、そこをぜひ検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

石寺知事政策局次長（秘書グループ秘書監事務取扱） 知事の安全確保につきまして、どこまでが十分かというところはなかなか難しい問題があるかと思います。また、県民と対話することを常とする知事の姿勢もございますので、それらのことを総合的に勘案しまして県警とも連携する中で、今後そういった事態が起きた場合につきましては、当然のことながら、また県警と相談する中で必要な措置をとっていくことになるかと承知しております。

向山委員 最後にしますが、この問題の契機というのは、その議論の中での知事公舎の話でしたけども、基本的に知事はどこにいて、県庁に登庁することもわかっていますし、その後の行動もある程度把握ができる状況にある中で、内閣総理大臣初め大臣、与党の幹部っていうのは要警護対象になっていますけども、山梨県としてのやっぱりトップをどのようにして守っていくかっていうのは、これ県警に対してのアプローチもそうですけど、もう一度その体制も含めて御検討いただければと思いますので、要望で終わります

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第66号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第67号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第4号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第5号 令和3年度山梨県一般会計補正予算

質疑

向山委員 専決処分についての質疑をさせていただきますが、まず最初に、今、財政課長から御説明ありました県民税ということは、かかった金額というのは補助金、もちろん国とかも含めて、そういったものではなくて、まさに県民の方が納めた税金、いわゆる真水から出された金額ということによろしいでしょうか。

高橋財政課長 財源につきましては一般財源としておりますので、特に国庫支出金や国庫補助金等は入ってございません。

向山委員 承知しました。県民の皆さんから集めた県民税の中から支払われたことを前提に、何点かポイントを絞ってお伺いしたいと思います。

まず、今回の専決処分を行う該当理由というのが存在せず不適當ではないかということで質問させていただきますが、地方自治法の179条の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということを理由にして、今回専決処分を行われていると思いますが、この179条は、長の認定は法規裁量でなくてはならず、客観性が求められていると言われております。この時間的余裕がないという判断は誰がどのような根拠に基づいて行ったものでしょうか。

眞田行政経営管理課長 先ほど経過でも御説明を申し上げましたが、弁護士と訴訟委任代理契約を結ぶに際しまして、いろいろな条件を定めなければなりません。そこで契約条項を定めなければならないところで交渉を重ねてまいりまして、結果まとまったのが4月28日となりました。

裁判所からは連休明けには答弁書の提出、口頭弁論も控えているということで、契約の締結は4月30日にせざるを得なかったという状況でございまして、臨時議会を招集する時間的余裕がなかったということで、その状況を総合的に庁内で検討してまいりまして、最終的には知事が判断したところでございます。

向山委員 時間的余裕がないという解釈ですけども、この解釈は、本来であれば議会の議員が全員招集することができないということが地方自治法上の解釈になっていると承知をしておりますが、今回、この判断に関して、議会側との調整あるいは打診を行った事実はあ

りますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 その事実はありません。

向山委員 なぜ、時間的余裕がないというのを、議会側の判断を得ずに行政の執行側だけで判断してしまったのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 知事初め協議をいたしまして、状況的に、時間的余裕がないということが、既に明らかであるということ判断をいたしましたものでございます。

向山委員 そこがポイントなんです、なぜ時間的余裕がないというのが明らかというのが行政側で判断できるのでしょうか。

重ねて言いますが、地方自治法の179条は、議会が全員招集することができないということを前提になされています。であれば、議長初め議会事務局に対して、この案件に対して招集をしたいとして、その中で議会側が、それに応じることができないときに初めて時間的余裕がないということになると考えられます。そうしたことを行っていないということは今確認ができました。

加えてお伺いしますが、この臨時会の招集について、過去、山梨県議会では最短で何日間で開かれたか御存じでしょうか。

渡辺委員長 着席のまま暫時休憩いたします。

(休憩)

渡辺委員長 再開いたします。

市川総務部長 今手元にありませんので、すみません、データとしては、何日ということについてはお答えできません。

向山委員 手元にないということと、当時検討した際に、過去にそういった事例があったということ調べた上で、今回時間的余裕がないという判断をされてますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今回、専決処分をするに際して、過去、議会招集したときに最短どのぐらいであったとか、過去の事例を踏まえて判断し、それを踏まえて検討していることはございません。先ほどの議会を招集するいとまがないという点ですけれども、長の裁量によって決定すべきというのは行政実例もございますので、そこを踏まえて判断しているところでございます。

向山委員 今確認ができたのは、議会が過去何日で最短でできたということを確認しないまま、この時間的余裕がないことを執行側だけで判断をして決めたということが確認できました。その上で、今、長の裁量によって行えると言いましたが、最初、冒頭にお伝えしましたが、長の裁量で行われたとしても、客観性が求められているというのが、地方自治法上求められているものです。その客観性というのは、どこを根拠に行われたんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 説明が繰り返しになりますけれども、条件が全て整ったのは4月28日となり、連休明けには答弁書の提出、口頭弁論が控えておりました。そうなりますと、どうしても連休中に訴訟代理人委任契約を締結される弁護士さんには作業していただくを得ないような状況でございました。

そうなりますと、契約を締結するのが4月30日にせざるを得ず、臨時議会を招集する時間的な余裕というのがないということは明らかであるということ、知事初め協議したところで、執行部で判断をさせていただいたところでございます。

向山委員 また「明らかである」と、おっしゃっていただいたんですけども、明らかであるのも、その根拠が不透明だということを、不相当だと質問でさせていただいているんですけど、明らかであるっていうのであれば、議会を招集する議長及び議会側に本当は確認をするべきだったと思います。

先に進みますが、この前、江藤教授に講演していただいたときに、地方自治法の改正によりまして、専決処分の要件は厳格化されており、基本的にはできない規程になっていると。加えて仮説の仮説に立てば、行政側は閉会後に、必要になる支出を想定したはずで、それに基づいて議会ができるはずだったんじゃないかということを言っています。

これはどのようなことかという、例えば2月定例会議会で、3月23日に市川総務部長は「現実、令和3年度が差し迫る中で、富士急行が訴訟を辞さないという姿勢ははっきりと捉えている。年度当初の段階できちんとその訴訟に備えた準備をしたいとのことで、当初予算に訴訟費を計上した」と答弁されています。ということであれば、今回の応訴は、3月1日に富士急行が記者会見をしております。この部分についての弁護士費用がかかるということであれば、想定ができた支出でありますので、それを想定せずに議会が閉じて、4月になってさらにその先の4月28日まで延びてしまった、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

市川総務部長 先ほど、私の答弁を引用されましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに3月の時点で記者会見を行ったというのは事実ではございますが、実際に訴状が到達したのは、先ほど課長が答弁したとおり4月5日でございます。4月5日に訴状を拝見して、それに基づいて作業を始めたということでございます。

向山委員 3月1日に新聞報道等で訴えの提起の内容がある程度書かれていましたけども、そこ

で内容を分析をされた経緯はありますでしょうか。

市川総務部長　もちろん、先ほどの3月のときの私の答弁の前提としては、報道でそのようなことを承知しているということではございました。ただ一方で、裁判所との間でどのようなやり取りがなされているかもわからず、現に、手元に訴状がない以上は、訴状が届くまでは、具体的検討に入れなかったということでございます。

向山委員　承知しました。今、総務部長は、そのように御答弁いただいておりますが、基本的に考えると、新聞報道等を含めて考えると、こうした裁判がある、あるいはそこに対してどういう弁護士費用かかるというのは必要な部分でありますので、検討していると思っておりましたが、今の段階で検討してなかったと。であれば検討すべきだった行政側の見直さなきゃいけない部分もあるのかなと思います。

以上のように、地方自治法では、原則都道府県によっては7日前までに告示しなければならないということで、議会については定めていますが、101条第7項ただし書きにおいては、緊急を要するときは、必ずしもこの告示期間を置くことは要しないとしております。

これも議会側に調べていただきましたが、7日を切って期間が短く臨時会を招集したケースは過去に何回もございます。そうしたところを検討しないまま執行部が専決処分を執行したということを確認をしました。

2点目のポイントです。弁護士報酬については、70万1,000円が妥当であると考えます。

2月定例会県議会におきまして、住民訴訟の判決が得られていない状態では、対象地の経済的利益の額、すなわち、この県有地の不動産価格が算定不能であることを議会として認めています。旧日本弁護士連合会報酬等基準の算定不能に該当する場合、70万1,000円とすることが適当であり、予算修正案として自民党誠心会等が提案をして県執行部も了承しました。もちろんのこと、この総務委員会にいらっしゃる皆さん、共産党を除く全会派が賛成をした経緯であります。

ここで参考に、そのときの望月勝委員が提案をした提案理由を読ませていただきます。

地方自治法第2条第14項、地方公共団体に最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという要請をしております。

そこで本修正案では、訟務費に計上された約2億円の弁護士報酬については、訴訟物の価格が具体的に確定していない段階では、旧日本弁護士連合会報酬等基準を参考にするのであれば、算定不能の場合の算定基準800万円を用いることは現実的であり、それに基づいて算出した49万円に、事件の内容に30%の範囲で増額することができることとされていることから、最大の63万7,000円、税込みで70万1,000円とし、計上をし直すものであります。という修正案が提出をされ、重ねて言いますが、共産党以外の全議員の賛成で可決をされております。にもかかわらず、今回この70万1,000円ではなく1億3,000万円とした理由についてお伺いします。

眞田行政経営管理課長 2月議会の時点では、先ほど委員がおっしゃったとおり、訴訟物の価格が具体的に確定していないという状況にございました。今回、富士急行株式会社から提訴がなされており、具体的な訴訟の内容が判明してございます。

本件につきましては、賃借権が争われているというところでございます。旧日弁連報酬等基準における算定基準におきましては、着手金の場合、経済的利益というものにつきましては、対象たる物の時価の2分の1ということが定められております。また、着手金を算定するに当たっては、着手金を最少の経費にするようにという附帯決議も十分踏まえまして、そのような観点も踏まえながら、今回、大河内鑑定による対象不動産の基礎価格である324億円に基づきまして算定し、弁護士と交渉したところでございます。

向山委員 今、課長のほうから確定という言葉がございました。この算定根拠となっている不動産価格は、確定をしていないと考えます。なぜならば、2月定例県議会の時点で、いわゆる嶋内鑑定として約20億円の土地評価額が算出をされておりました。その後、4月になっていわゆる大河内鑑定ですけれども、約17億円の土地価格が出てきたと。この確定というのは、何をもって確定とおっしゃっていますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 2月議会のときは、訴訟物の価格が具体的に確定していませんでした。今回は富士急行株式会社から提訴を受けたということで、訴訟の内容が確定しているということでございます。訴訟の内容を確定いたしまして、争われている点が賃借権にあるというところでございますので、報酬等基準によれば、対象たる物の時価の2分の1となっておりますので、今回、大河内鑑定の324億円のほうをベースに算定をしたところでございます。

向山委員 当時は、訴訟物の価格が確定していなかったとおっしゃっていますが、また2月定例県議会の議論に移りますが、2月定例県議会において、この約2億円の弁護士報酬の算定根拠の中には、歴代知事に対する損害賠償額に合わせて過去の富士急行への平成29年当時の賃料額が約20億円だということを予備的に決定をして、その中で合わせた額2億円というのを出しています。

その時点で既に、この弁護士報酬の算定基準として20億円を出していたと。その後17億円が出てきて、今度17億円の確定と、今、課長おっしゃいましたが、さらにここからなんですけれども、この後に訴えの提起として議論をします、いわゆる反訴について言えば、この17億円と20億円、これを2社による算定賃料の平均額をとっています。17億円が訴訟物の価格として確定をしているのであれば、なぜ17億円で、この反訴についての確定根拠として行わないのでしょうか。

これがまさにあらわしているんですけれども、まだ現時点で20億円か17億円かというの確定をしていないんです。であれば、算定不能ということで、いわゆる最少の

経費ということで議会が言っているこの附帯決議に基づいて言えば70万1,000円が必然的に出てくる必要な弁護士費用と考えますが、いかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今回争われています賃借権でございますけれども、山中湖畔の県有地の価値等が争われております。その価値というのは、やはりそれぞれ主張がございまして、それぞれ価格というものは差が出てくると思います。

今回、大河内鑑定の324億円の基礎価格を使ったのは、あくまでも弁護士報酬の着手金を算定するに当たり、とにかく価格を縮減するということで、金額のスタートのベースの低い324億円を用いたというところでございます。

向山委員

あくまで弁護士報酬のためと言いますが、先ほど来言いますが、確定をしてないということだと思います。それはなぜかと言うと、重ねて言いますが、今回出てくる反訴でさえ20億円と17億円の中間、平均値をとっている。なおかつ、富士急行株式会社が行った不動産鑑定、あるいはいわゆる澤野鑑定という6億9,000万円、さまざまな数字がある中で、本当の不動産価格は何かというのは、住民訴訟及び判決を得て決定的に、法律的に正式に認定されると思います。

以上のことから、2月定例会県議会において、富士急行と争いがある賃借料、すなわち不動産価格及び歴代知事の損害賠償額について算定不能として県執行部や各党派、共産党を除く全議員が賛同した経緯を考慮すると、不動産価格は、住民訴訟などの判決を経なければ確定しないと考えます。

次の3点目ですけれども、今回契約を結びました足立弁護士について、この訴訟代理人として本当にふさわしい代理人だったのかというところです。

皆さん御存じのとおり和解案について提案理由等で、甲府地裁で裁判長から指摘を受けたというような経緯もありますし、これも特別委員会で指摘をさせていただきましたが、昨年11月定例会県議会においては、このまま住民訴訟を継続すれば県が敗訴し、歴代知事に損害賠償請求をしなければならないと見解を示したのは足立弁護士でありました。一方で3月末に公表された中間報告書で、御本人も参加をされた検証委員会の中で出た結論は、歴代知事に賠償責任は問えないと。法的解釈を数カ月で180度転換されております。

こうした経緯を考えると、住民訴訟及び民法等にたけている、あるいは先見的な判断で行えるという分には、少し足りないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

小澤資産活用課長 まず、対象県有地の賃料は素地ではなく現況基礎として算定すべきこと、対象県有地の賃料は地方自治法第237条第2項の適正な対価でないこと、その結果、県と富士急行株式会社との対象県有地に係る賃貸借契約が違法無効であること、このことにつきましては、足立弁護士の説明については従前から一貫してございます。

また、これらのことから、富士急行側に損害賠償責任等がございまして、裁判上認められる可能性が高い点についても、従前から説明は一貫してしております。

また、歴代知事の責任につきましては、少なくとも後藤元知事には慎重さを欠いた嫌いがあり、落ち度がなかったと言えないことと考えているものの、これが直ちに法的な損害賠償責任まで結びつくと断じることまでは難しいといった結論に達したということに過ぎず、一貫性を欠いているという御指摘につきましては、当たらないものではないかと考えているところでございます。

向山委員

今、課長からの御答弁で一貫性を欠いていることはないということでしたが、歴代知事に損害賠償請求が及ぶかというのは、今回の住民訴訟の肝、一番の根幹です。それは住民訴訟の請求内容がそこなので、そこについては何度も言いますが、11月定例会議、いわゆる12月の時点で、損害賠償しなきゃいけないと、県が敗訴すると言っていたにもかかわらず、3カ月で歴代知事に損害賠償責任は問えないと言われたのが、この足立弁護士だということを確認をさせていただきます。

加えて、特別委員会において、先ほどの和解の提案理由において、裁判官に対して誤解だと言ったことに対して、足立弁護士が裁判官の今後の訴訟の追行上と、裁判官の心象を考えてという言葉もありましたけども、これも特別委員会で他の委員の先生からあった中で、私もつけ加えさせていただきましたが、言うまでもなく、憲法76条第3項におきまして、司法の独立権というのは保証されております。これは何を指すかということ、法律と証拠に基づいてのみ裁判官は判決を下す、ということであれば、本来であれば裁判官に対し、心象ということで、その議論の中身あるいは御自身が発言した部分については認めるべきではないんでなかったなど、不適當であったのではないかと考えます。

以上述べましたとおり、大きく分けると、専決処分を行う該当理由は存在しない、弁護士報酬は70万1,000円が妥当であると、訴訟弁護人の選定について適正であったかという、この3点におきまして、専決処分は不承認が適当だと考えて、質問を終わります。

佐野委員

私からは、そもそもの契約についてちょっとお聞きをしたいと思います。

応訴、反訴についてを含めまして、77号議案が総務委員会に付託をされました。従来は県有地特別委員会への付託だと認識をしていますけれども、付託をされたので、課題や意見について述べさせていただく機会をいただきましたので、第2款総務費、第1項総務管理費、山中湖畔県有地に係る弁護士への委任契約についてと、関連して、住民より提起されました令和3年6月17日住民監査請求書の内容も含めまして質問させていただきます。

まず初めに、見積もり合わせの省略についてであります。

住民監査請求の中で、疑義を持たれ指摘されている箇所としては、山梨県の財務規則137条3項には、契約担当者は随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならないと。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上のものから見積書を徴さなければならないと記載があると指摘をされていることを確認して

おります。いわゆる一般的には相見積もりについて規定どおりに、この見積もり合わせが今回なされているか、なされなかったのかを、まずお示してください。

眞田行政経営管理課長 6月17日の住民監査請求の関係となります6,600万円の調査委託の関係ということでございますけれども、本件につきましては、足立弁護士との単独随意契約を採用してございますので、他者から見積書をいただくというような見積もり合わせのほうはしてございません。

佐野委員 先ほども述べさせてもらいましたけれど、10万円以上のものから、随意契約については見積書を徴すとなっています。なぜ、この見積もり合わせをしなかったのか、お聞きします。

眞田行政経営管理課長 先ほど申し上げましたが、足立弁護士との単独随意契約、契約の相手方が足立弁護士と特定をしておりました。この場合、県財務規則137条に特別の理由によりまして見積もり合わせが省略できるという規定がございます。これに該当する案件であると判断をいたしまして、庁内の決裁を経まして、他者から見積書を取っていない、見積もり合わせはしていないということでございます。

佐野委員 甲34号証に記載がある、これを省略する場合にあっては、当該契約の内容、目的並びに時期等、諸般の事情から、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約すべき客観的な合理性がなければならないとありますけれども、今回の弁護士契約における契約の合理性、随意契約で足立弁護士ということについての理由立てとともに、当局の御見解をお示しいただきたいと思えます。

眞田行政経営管理課長 昨年のこの調査委託の関係ですけれども、11月議会におきまして和解の件が継続審査ということとなりまして、原告の御意思は、和解は行えないというような御意思でございました。

この結果、訴訟が継続することになったことから、訴訟を今後追行するに向けまして、県の主張を早急に補充補強する必要性が生じました。

この山中湖畔の県有地に関しましては、特別委員会等でも御説明申し上げておりますけれども、昭和初期から非常に長い歴史的経過がございます。そこで問われている歴代知事の責任や請求額、また所在市町村交付金といった別の問題、多岐にわたる争点、課題というのが非常に複雑に絡んでいるような、非常に難しいような事案でございます。

この中で、さまざまな関係する法令の運用解釈に見識のある弁護士に業務を委託することが求められているような案件でございました。

足立弁護士につきましては、住民訴訟を通じまして、山中湖畔の県有地に係る経緯や関係法令といった知識を有している方でございます。このような事情の中で、足立弁護士にお願いすることが最適であるという判断をさせていただきまして、契約の相手方を

特定しているというところで庁内の決裁を経まして、他者から見積もりは取っておらず、単独随契を行ったという次第でございます。

佐野委員

今の御説明は、特別委員会でもなされておりますし、新たに、こんな形で合理性については、また、これは特別委員会での御議論になるかと思っておりますので、議事録としては、こんな形でお答えがあったということで承知をさせていただきます。

次に、決裁文書の不備と委任契約への指摘箇所についてお聞きしたいと思います。

令和3年1月8日の支払負担行為伺いにおいては、起案時に、知事以下17名の決裁を経ることとされておりますが、情報公開請求により開示された文書情報公開請求での甲53号証の決裁日、施行日が空欄であるという指摘がございます。

通常では、公文書ですので、こういうことは考えられませんが、この書類のこの開示された理由について、当局の御所見を伺いたしたいと思います。

眞田行政経営管理課長 決裁日、施行日が空欄であった文書が公開されたということは事実でございます。行政文書の開示請求におきましては、現に存在している、保存されている文書について公開できる箇所、公開できる文書をそのまま公開することが制度の趣旨でございます。したがって、今回公開した文書については、決裁日、施行日が空欄になっておりましたけれども、現存する文書としては、その文書が間違いのない文書でございますので、制度にのっとり、その文書を公開したという経過でございます。

佐野委員

理由はわかりますけれど、基本的には、この情報公開請求の開示の時点で、正式な書式による公開が必要だと思います。それは今回みたいな、おかしいんじゃないかという、特にこの県有地の問題については、いろんな御議論をされている中ですので、こういうことはあまりよろしくないのではないかと思いますし、まずは県として疑義が挟まれるようなことというのは、あってはならないことだと思いますので、あわせて、そこに理由立てがしっかり明確に明記されたり、あと、あるいはこの監査請求を受けた方にちゃんと説明ができるようなことをしっかりしていただきたいと思います。

さまざまに問題があると指摘されている箇所が多いということは、まずは先ほども述べましたけれども、この疑義が生じないようにすべきだと思います。公開する場合には、行政文書は漏れないようにすべきと思いますが、このような指摘を住民よりいただいて、どなたか部門長でも結構ですけれども、課長でも結構ですけれども、このことについて御見解をお示しいただきたいと思います。

眞田行政経営管理課長 まず、担当課長として、お答えをさせていただきたいと思います。

今回公開した文書、決裁日が空欄だったのは間違いありませんけれども、文書システム上においては、決裁日を入力しないと保存ができないシステム設定になってございます。したがって、システム上では決裁日と、決裁を行った者は確認ができる形になっております。また、通知を発送すれば、その日付を入れた通知を施行文書としてシス

テムに登録してから文章を保存するという取り扱いになっておりますので、日付の入った施行文書もデータ保存されておりますし、今回の契約書につきましては、正本が保存されておりますので、それで施行日が確認できるという状況でございます。

ただ、委員から今回の御指摘を受けまして、情報公開を見据えた文書の保存の方法ということにつきまして、意識を改めたところでございます。

情報公開は、今後も続くかもしれませんので、違う捉えられ方をされないように、決裁日や施行日を起案文書へ記載するとか、あとデータ保存されると、起案文書を出力すると決裁日や決裁した者が印字されますので、そういったものをしっかり添付するとか、そういった工夫を今後重ねてまいりまして、違う捉え方をされないような手法をとってまいりたいと考えております。

市川総務部長 具体的な運用については、先ほど課長から答弁申し上げたとおりでございます。決裁段階において、1つの行政文書ファイルとしてとじる際に、場合によっては、そのデータに入っているものを打ち出すなり、あるいは決裁日をきちんと記入するなり、そういったような対応を最後までしっかりやっておくことによって、いつ開示請求があっても、きちんとありのままを出す際に、文書が整っているということは、御指摘のとおりだと思います。

私ども総務部でも、情報公開制度を所管していることもございます。県庁がその活動を県民の皆様に対して説明責任を果たしていくためには、情報公開制度の適切な運用というのが重要だと思っております。

その前提となるのが、やはり公文書の適正な管理だと思います。いつ何どき開示請求がなされてもいいように、決裁終了段階など、節目節目で十分な文書ファイルがとじられているかということについては、改めて適正な文書管理の徹底を、私どもとしても図ってまいりたいと思います。

佐野委員 不備があったり疑義を挟まれたり、あるいはそういうことをしてはならないという御指摘を県民から受けるというのは、今回の問題については、やっぱり避けなきゃならないと思います。私は、ちょっとここに書いたんですけど、県有地に対する今後の山梨県の方向性っていうのを含め、議論して何を、これは天皇陛下から御下賜をいただいている恩賜林も含む県有地でありますし、歴史的経緯も含めまして、しっかりと今後も取り組んでいっていただきたいと思います。

以後は、いろんなそしりとか絶対に受けたくないような形でしっかり進めていただきたいと思っておりますので、要望にとどめて答弁は入りません。

土橋委員 難しい言葉が出てきたり、我々は本当にこれまで裁判の経験とかもなく、知らない状態で昨年11月の和解案から始まって、2月の議会、そして、この6月まで来て、今回出ている承第5号で、5月のときの契約のことかっていう。こういう問題に対してだんだん奥へ奥へはまっていくような状態の中で、全く素人みたいな話をして申しわけな

いんですけど、すごく大きな金額が出たり安い金額が出てきたりするんですけど、弁護士の着手金っていうのは、旧日弁連報酬等基準をベースに算定するっていうことが基本で、こうやっていると思うんですけど、裁判上、訴訟の目的の価格が確定していればポンと出てくると思うんですけど、不確定だという話の中で、高かったり安かったりしているような気がするんですけど、一般的に不確定っていうのは、どういうことを言うんですか。

眞田行政経営管理課長 法的な言葉で説明して、ちょっとかたい言葉になってしまって恐縮なんですけれども、民事訴訟における請求ですが、財産権上の請求と、非財産権上の請求というものに分けられるという解説がなされております。非財産権上の請求というのは、そのものの性質上、訴えで主張する利益があるんですけども、その利益がお金、金銭的に評価ができないもの、そういったものを非財産権上の請求とっております。これは、なかなか価格が算定できないというものになります。わかりやすい具体的な例で申しますと、離婚の関係ですとか、あと親権の関係でお子さんの引き渡しの関係ですとか、そういったものは到底お金には算定できないということになりますので、そのようなことに限定的に運用がされていると聞いておりますので、本件につきましては、非財産権上の請求というものには当たらないと認識をしております。

土橋委員 何となく、そのくらいのことは自分でもわかっていた気がします。裁判上、親権の問題だとか、幾らくれとかいう問題とは全く違うから、それで金額がでかいのかなという。今回の承第5号で出ているのは、1億4,000万円の弁護士着手金という話で出ているんですけど、これもああそうですか、はいというわけにはいかない金額だと思うんですけど、弁護士と交渉したっていうことを答弁の中にもいろんなところで言われていますけど、確認の意味で、もう一度だけ、どういう交渉をしたのか教えてください。

この金額が出るに当たって、本来ならばもっとこうだったけど、ここまで下げたんだよっていう確かな考え方で交渉をしたっていうことを、ちょっと教えてもらいたいと思います。

眞田行政経営管理課長 3月末に県議会の先生方にも御説明をした上で、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針、一般的に指針と言っておりますけれども、それを定めております。これも旧日弁連の報酬等基準のほうを基準とさせていただいております。これは、やはり2月議会において議論を踏まえた中で、旧日弁報酬等基準をベースにしてつくっているところでございます。

旧日弁連報酬等基準で算定しますと、先ほど御説明したとおり、富士急行からは2つの案件が出ておりますので、それぞれ基準どおり計算しますと6億円余の着手金になります。また、成功報酬というのは、別途勝訴したときにお支払いするというものになるんですけど、今回富士急行から提起されている訴訟に勝ったとしても、県としての収入は入ってきません。その中で、成功報酬を払うということは、到底県民の皆様方から理解

は得られないと思っております。6億円余という高い金額の着手金と県の収入が入ってこないのに成功報酬をこのままだと払うような契約になってしまう。その2つの大きな課題がございまして、それを弁護士とたび重なる交渉をさせていただいて、2月議会での県議会の附帯決議にある、着手金を初めとして最少の経費ということは、着手金を初めとした成功報酬も含めてトータルの弁護士報酬、弁護士にお支払いする金額を最少のものに下さいという重い附帯決議をいただいております。

それを踏まえて、報酬等基準の算定率を落としたりとか、去年発注いたしました調査委託についても、その部分の成果というのは、今後の訴訟に活用できる部分はあるんじゃないかといったところの点を、たび重なる交渉を重ねまして6億円から1.4億円、4分の1を下回る金額まで縮減してあります。

また、本来ですと、今議案でお出しして審議をいただくわけですがけれども、反訴というものがあります。反訴するに当たっては、それは別の案件ですから、別の契約に本来すべきです。ですがけれども、1本の契約にして、反訴についての着手金は払わない。成功報酬も、今回富士急行から提起されている2件の訴訟についての成功報酬は払わない。これから反訴を行って勝ったら、具体的な経済的利益があつて初めて払うというような契約。これは、ここまでの交渉過程をとって、ここまでの契約内容をつくるというのは、非常に難行したところがございまして、その結果、非常に時間が長くかかったという経過でございます。

土橋委員

誰が聞いても我々もそう思っていますけど、先ほど向山委員の質問の中にもありましたけど、血税を使ってとりあえず今動いているわけです。大きなお金が経済的利益が出てきて初めてよかったなということになると思うんですけど、今の段階では、どこのいろんな会合へ行っても高いよねとかっていうお話だけ我々も結構受けているものですから。ただ、今の話を聞いてみると、高いなりの金額を一生懸命で、例えばこうなっても払わんようにしてくれとかって、そういうものの中にも入れるようにして出てきた金額が消費税入れて、この1億4,300万円という金額ですよということで理解はさせていただきました。私なんかの今の気持ちからすると、しっかり頑張って払うものは少なく、経済的利益が思い切り出てくるようなことになれば、皆さんの努力、また我々がいる意味で反発したり、賛成したりする努力が報われるものと思っています。今の金額についての話は、少なくとも払わなきゃならないのが6億円から、この金額まで落としたんだよという説明で理解をさせていただきました。

流石副委員長

私は南都留選挙区です。先ほど山中湖の県有地をちょうどいただいている選挙区です。私は今回、この問題が総務委員会に付託されたということで、おまえも県有地のことを少し勉強しろという方が多々ありました。今回、最初で最後の質問をさせていただきかなと思っておりますので、本当に素人感覚で物を言いますので、どうぞ御理解ください。

先日の議会の研修会において、大正大学の江藤教授から講義を受けたとき、首長の専

決処分は、基本的にはできないなどの見解を示しているとも言われたことを覚えております。実際、専決処分って首長の権限だと私はずっと思っていたんですけども、本当にこういうことってあるのか、執行部の皆さんの意見をお聞きしたいなと思っておるんですが、教えてください。

眞田行政経営管理課長 まず、専決処分でございますけれども、委員がおっしゃったとおり、地方自治法に基づく法的に認められた知事の権限となっております。自治法で専決処分ができる要件が幾つかあるんですけども、その1つとして、議会を招集する時間的余裕がないということが明らかであると認められるときというような要件がございます。

自治法の逐条解説、運用に当たって私どものよりどころにしているところでございますけれども、専決処分における議会を招集する時間的余裕がないことが明らかということは、絶対に議会の議決または決定を得ることが不可能な場合ではないんですけども、緊急性を要しまして議会を招集させていただいている間に、その時期を失ってしまうような場合とされております。

また、議会を招集するときに、基本的には告示を行うと7日間の告示期間を置くということになっておりますけれども、緊急を要するときは7日要しないという取り扱いもなされておりますけれども、この場合も常に全ての議員さんが議会に参集していただけるというような時間的余裕を置いて告示をしなければならないということも求められております。

本県におきましては、本会議で知事も述べておりますけれども、弁護士費用の専決処分におきましては、答弁書の提出期限が連休明けということになっておりまして、訴状等も実際4月になってから届いたというような状況で、準備期間が最初から非常に短いような状況にございました。

また、富士急行からの仮処分の申し立てがなされておりました、通常仮処分という、緊急性があるものということですので、裁判所は非常に短い時間で判断を行うということになると、県としての主張は最初から詳細に申し述べなければいけないというような事情がございました。

また、先ほど土橋委員からの御質問でお答えさせていただきましたけれども、着手金や契約全般に係る交渉というのは、県議会からの附帯決議を受けまして、それを反映させる契約内容にしなければいけないという使命を負っていたものですから、その交渉でも時間を要したような状況でございまして、結果的に条件が整ったのが4月28日となり、連休には作業開始していかなければならないということで、契約自体は4月30日にせざるを得なかったというところで、臨時議会を招集させていただく時間的余裕がなく、専決処分をさせていただいたという経過でございます。

そのような経過をあわせますと、今回の専決処分につきましては、地方自治法を根拠に法で定める要件を満たしているということで、何ら違法な件はないと認識しているところでございます。

流石副委員長 今の答弁を聞いて、私はそんなに大したことないじゃないかと、専決処分は首長の権限だなんて私はずっと思っていたんで、そんなに専決処分について、とやかく言うこともないかと、私は思っています。

次に質問することは、やっぱり弁護士への着手金についてなんですけれども、向山委員が、やはり半年前のことを「たれば」で言われたんで、私も「たれば」で言わせていただければ、私どもは、本来は和解を選んだんですよ、和解。平成29年以降。誠心会は裁判を選んだ。それは事実です。どんなことがあってもそれは事実です。もう裁判を選んだ以上は、少しは見ていることも、その議決に対しての礼儀ではなかろうかと、私は個人的にはそう思っております。

だから、裁判費用が高いの、それから専決処分をただのと、そういうことは裁判の行方を見る者の紳士的なルールだと私は思っておるんですよ。いずれも、もしですよ、和解が成立していたならば、過去にさかのぼって借地権の違法無効の問題もなかったかと私は思っているし、それから専決処分した1億4,000万円の弁護士費用も必要なくなったのではなかろうかと、私はそう思っておるんですよ。私自身ですよ。

そのことについて、執行部の皆さんはどう思われるか、所見をちょっといただきたいんですが、いかほどのものでしょうか。

小澤資産活用課長 流石委員のほうからお話がありました昨年11月議会に御提案させていただきました第121号を1回取り下げた後、2回目に出した議案でございますが、こちらのほうでは、住民訴訟における原告の請求内容は、平成9年から問題にしていたというものでございますが、この請求内容にかかわらず、将来における適正価格による貸し付けを実現することが、原告と我々県が最も大切であろうということで同意を得まして、平成29年度以降の契約に関して適正化を図るということとしていたものでございます。

ただ、「たれば」というお話もありましたが、仮定の話でございますので、ちょっと我々としてこうですという確定的なことは答えづらいということを御理解いただきたいと思えます。

また、相手方、原告さんとかがある話でございます。原告さんとか補助参加人である富士急行もいらっしゃいますので、さまざまな要素が絡んでまいりますので、確定的なことは、さらに言えない状況ではございますが、もし121号の内容で和解が成立していたとすれば、その後、検証委員会等を立ち上げて、さまざまな御議論、その中には県議会の先生方の御意見等も踏まえた検証をするということにしておりましたので、現在のこのような状況とは違う状況になっていた可能性は、否定はできないと考えます。

渡辺委員長 課長に申し上げます。

ただいまの委員の御質問は、この住民訴訟に関する和解と別個の訴訟である富士急行からの訴えの弁護士の着手金との因果関係の質問だと委員長としては理解していますけれども、それについての答弁をお願いします。

小澤資産活用課長 確定的なことはやはり言えないということでございますが、仮に、この訴訟が起きていたかどうかということにつきましては、起きていなかったという可能性もゼロではない、否定はできないという趣旨で答弁させていただいたものでございます。失礼いたしました。

流石副委員長 ここまで来た以上は、もう十分論議していただいて、適正な価格、まともな考え方はどこにあるのかということを経済に委ねなければいけないと私は思います。いろんなことを言うこと自体よりも、やはり裁判を見守るというのが、私の考え方です。

最後になりますが、やはりこの富士急行から提起された裁判を進める中において、一刻も早く時効をとめ、勝たなければなりません。着手金も無駄になる。もし、勝たない限りは無駄になる。それから、いろんな諸経費が無駄になると私は思っております。

昨日、おとといかな、900万円が毎日発生しているということもちょっと聞いております。間違っていたらごめんなさいね。

今後、裁判に対してどのように取り組むか。我々はもう粛々と裁判を見守っていくしかないと思っております。皆さんは、この裁判の行方、どのように取り組んでいくのか、そこを伺って最後にしたいと思います。

小澤資産活用課長 現在、富士急行株式会社が訴えた確認訴訟が継続中でございます。この後、御審議いただく77号の反訴の提起につきまして、この反訴は早急に不適正な状態を是正して、県民がこれまでこうやってきた損害を回復するため、極めて重要な訴えと考えているところでございます。

また、現在においても時効がございますので、日々県の請求権が消滅しつつあるという状況でございます。このため、早期に反訴を提起いたしまして、時効の進行をとめるということは必要なことだと考えております。

県の主張の当否につきまして、裁判所の判断に委ねられている中でございます。執行部といたしましては、県民の利益を第1に考えまして、県の主張が認められるよう、全力で裁判を進行してまいりたいと考えておるところでございます。

流石副委員長 ぜひよろしく願いいたします。県有地は県民の財産です。価値を高めなければ何にもなりません。私も県有地を借りている以上、あまりそのことを言いたくない、言わないことにしていました。でも、きょう常任委員会で付託されましたので、最初で最後、意見を述べさせていただいて、誠心会が裁判を選んだ以上、裁判を静かに見ていただくことを祈念して、質問を終わりたいと思います。答弁は要りません。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

渡辺委員長 これをもって質疑を終結いたします。

討論

渡辺委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

向山委員 不承認の立場から、反対の立場から討論させていただきます。

このたびの専決処分に対抗する理由は、大きく分けて3点あります。

1点目は、そもそも専決処分を行う理由は見当たらず、不適当な予算執行であること。地方自治法179条は、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに専決処分を認めています。ただし、その判断はいわゆる自由裁量でなく、羈束裁量、法規裁量であり、客観性がなければならないとされています。

県当局は、時間的余裕がなかったと説明していますが、議会側に対して臨時会の開催に向けた協議や調整を行った形跡はなく、県当局の判断によって議会の開催が難しいと結論づけたことが、先ほどの委員会の質疑で明らかになりました。客観性を欠いた判断だったといえます。山梨県議会において、過去には告示から7日間を待たずに臨時会が開かれたケースは複数あり、全国の例でも告示から時間を置かずに議会が開催されている例は多数存在します。臨時会の開催を模索せずに行われた今回の判断は、専決処分ありきだったという見方をされる可能性があります。

また、地方自治に詳しい大正大学の江藤俊昭教授は、先日の議員研修会において、地方自治法の改正により、専決処分の要件は厳格化されており、基本的にできない規定になっていると説明した上で、仮説を立てば行政側は閉会后に必要な支出を想定したはず、公開の場で議論する機会をなくした専決処分であり、できないはずだと指摘しています。

以上のことを踏まえて、当該専決処分を行う合理的な理由はなかったと考えます。

2点目は、弁護士報酬は70万1,000円が妥当であったことです。

2月定例会県議会において、住民訴訟の判決が得られていない状態では、対象地の経済的利益の額、すなわち県有地の不動産価格が算定不能であることを議会として認めました。富士急行と争いがある賃借料並びに歴代知事の損害賠償額について、算定不能として県執行部や各会派が同意した経緯を考慮すると、不動産価格は住民訴訟などの判決を経なければ確定しないはずで、

旧日本弁護士連合会報酬等基準の算定不能に該当する場合、70万1,000円とすることが適当であり、予算修正案として自民党誠心会等が提案して県の執行部が了承し、共産党を除く全会派が賛成した経緯があります。会期を再々延長してまで得た結論を1カ月余りで覆してしまった今回の専決処分は、議会の意思に反した執行だといえます。

県は、いわゆる嶋内鑑定約20億円、大河内鑑定約17億円のうち、今回の弁護

令和3年6月定例会総務委員会会議録
士報酬の算定に当たって、大河内鑑定を採用しました。一方で、この後に総務委員会で審議される訴えの提起において、損害賠償額は両鑑定額の平均値をとって決定しています。これは県執行部みずからが、法的にも組織内的にも不動産価格が確定していない事実を認めていることを示唆しています。

3点目は、訴訟代理人の選定における妥当性です。

訴訟代理人を務める弁護士は、住民訴訟でも訴訟代理人となっています。11月定例会において県が提案した和解案について、甲府地方裁判所の裁判長から、「和解案の提案理由に、どうして事実と違うことを書くのか」などと苦言を呈されました。昨年11月定例会においては、このまま住民訴訟を継続すれば県が敗訴し、歴代知事に損害賠償請求をしなければならないとの見解を示した一方、ことしの4月に公表された中間報告書では、歴代知事に損害賠償請求は問えないと法的解釈を数カ月で180度転換しています。住民監査請求書などでは、この住民訴訟における専門性があつたのか、疑問の意見も出ています。

さらには、先ほど言いましたとおり、県有地の特別委員会において裁判官等の憲法76条第3項を保障する司法権の独立に関する発言もありました。地方公共団体の顧問弁護士、訴訟代理人弁護士として妥当性が疑われるものだったと考えます。

先ほど質疑の中でもありましたけども、自民党誠心会も含めて、裁判に委ねること自体は否定をしたことはないと思っています。適正な対価とは何かという議論と、弁護士報酬の議論は成り立たないものでありまして、2月定例会県議会の意思としては、70万1,000円とすべきというのは、共産党以外異論なく可決をされたものであります。

最後に、江藤教授は山梨日日新聞の記事において、今回の専決処分を取り上げて、専決処分は議会の権限を奪う。弁護士費用に関する専決処分の根拠はない。限定的な専決処分への議員の姿勢が問われていると述べています。議会を無力化しかねないとする専決処分であり、これを認めることは議員みずからの存在価値を認めないことであると考えます。

以上のことから、当該専決処分は不承認とすべきと考えます。

渡辺委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

採決

起立多数により原案のとおり承認すべきものと決定した。

(「委員長」の声あり)

向山委員 少数意見の留保を求めます。

渡辺委員長 ただいま向山委員から、少数意見の留保の申し出がありました。
向山委員、少数意見の留保の内容はいかがなものですか。

向山委員 先ほどの反対討論の内容を少数意見の留保とするようお願いいたします。

渡辺委員長 ただいまの向山委員の少数意見の留保に賛成される委員の方はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

渡辺委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

(休憩)

渡辺委員長 再開いたします。

所定の賛成者がありますので、山梨県議会規則第75条第1項の規定により、本案に対する向山憲稔委員の少数意見は留保されました。

渡辺委員長 審査の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。

(休憩)

渡辺委員長 休憩前に引き続き審議を継続いたします。

**※承 第 6 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額
及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第7号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第77号 訴えの提起の件

質疑

向山委員 反訴の中身について端的にお伺いしたいと思います。

今回の反訴については、裁判の中で決定すべきだという部分について、私も従来から主張していますので、そこについては、裁判自体は賛成できるものだと思います。

確認をしておきたいんですけども、今は違法無効ということを根拠にして、この裁判を起こしていますが、仮に住民訴訟において判決が出て、県の主張等が通らなかったときにはどのように御対応するお考えでしょうか。

小澤資産活用課長 法律的な解釈については、さまざま検討しているところでございますが、いずれにしても、今のところ仮定の状況ということで明確な回答ができないような状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

向山委員 仮定の中での話なので、なかなか難しいかもしれませんが、取り下げもあり得るという、取り下げも一つの可能性としては持ったまま訴訟するってということなんでしょうか。それとも仮に負けたとしても、こっちは裁判は裁判で正当性を訴えていくと。そこら辺、裁判を起こすに当たって、住民訴訟はどうなろうとも、この裁判は判決までいくんだというような方針なのか、そこだけでも確認をしたいんですが。

小澤資産活用課長 繰り返しのなってしまいますが、大変申しわけございません。そちらも含めて、仮定の話ということで、現時点で明確にこういう方針だということを、今お答えは差し控えさせていただきますと考えております。

向山委員 承知しました。今の段階でなかなか難しいかもしれませんが、柔軟に対応してい

ただけるように、そこは要望させていただきたいと思います。

次に、どうしても弁護士費用にかかわってしまうんですけども、昨年度の2月定例議会の中でありましたけども、訴訟の際の弁護士費用というのは、今回この裁判によってありましたが、仮にほかの場所で起こされたときに、同じように弁護士費用というのは、同じ算出方法で行う考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 個々の案件の内容がまだ不確定となりますと、お答えしかねるので、具体的なものが出てきたところで、個々検討せざるを得ないと、現時点ではそうお答えせざるを得ないと思っております。

向山委員 承知しました。先ほど来、言っているとおり、本来であれば、私は70万1,000円が適当だと思いますんで、最少の負担ということであれば、仮に今回の訴訟をここで一つスタートラインに立つと、富士急行でやったということ、この土地でやったということであれば、ほかにも訴訟になる可能性は幾つも出てくると思います。そのときの弁護士費用は、毎回毎回、何億円も何億円もかかるのかというのは、本当に適当なのかと考えます。私は何度も言いますが、70万1,000円でやったほうが、県民負担を抑えられるんじゃないかなと思っております。

それに関連してなんですが、ほかの県有地との公平性についてもお伺いしたいと思いますが、今回これ合法だと思いますけども、この山中湖の県有地に対して損害賠償請求を行うと。ほかの県有地との公平性の部分についてはどのようにお考えでしょうか。

小澤資産活用課長 今回、訴訟を通じまして、富士急行株式会社の契約について、自治法に違反して違法無効ということをお我々として結論づけているところでございますが、ほかの県有地に対して、同様な検証というのは現在のところされていない状況と我々は考えております。

そういう意味で、ほかのところとの公平性ということで、今後、現在鑑定ですか、賃料改定のための鑑定をやる中で、さまざま検証する中で判断していくものでございますので、現時点で違法無効のところがあるともないとも言えないものと考えております。

向山委員 これは特別委員会の中で何度もお伺いしているんですけど、基本的には山林素地でやっていたものは違法無効っていうのは、これは変わらない見解だと思いますし、足立先生が初任で来ていただいたときも、山林素地で鑑定しているところは違法無効の可能性が高いという証言をいただいております。であれば、ほかの県有地も富士急行だけ狙っているわけではもちろんないと思いますんで、政治的な思惑がないのであれば、ほかの県有地も公平に、それこそ県民の利益を最大化する、県民共有の財産であるこの県有地を、しっかり利益を取っていくためには、公平性を保って損害賠償、不当利得の返還請求を進めていく今回がスタートだと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

最後に、説明責任という部分で1点お伺いしたいんですけども、6,600万円の弁護士費用の予算流用で、1億4,300万円のこの専決処分も含めて、議会と執行部の中

どうしても少しそごが出て、説明責任、説明をもっと果たしてほしいというようなところが意見としてありますけれども、このような反訴については、こうした説明責任を果たして、こうして議論する中で、していただければと思うんですが、これから県有地の適正化、あるいは公平公正な部分での県民の利益の回復、こうした部分について、どのように説明責任を果たしていただけるかということで、最後お伺いしたいと思います。

小澤資産活用課長 当然、訴訟追行に関しましては、公開の法廷の場で行われてまいりますので、オープンな形で我々の主張を闘わせて展開していくということで、必要に応じて特別委員会も開催される中でも、訴訟追行上支障のない範囲では、我々の考え方というのを御説明してまいる所存でございます。

また、公平公正にということで、ほかの県有地につきましても、現在、県民資産創造会議の枠組みの中で、公平公正なルールづくりの検討を始めているところでございます。こういったものにつきましても、都度都度、情報を県議会の皆様にも情報提供をする中で、公平公正なものが担保されているような形で、ルールづくりをして、県民資産であります県有地の貸し付けの適正化を図ってまいりたいと考えております。

向山委員 繰り返しになりますけれども、この反訴については、裁判の判決をもって得るべきだと、判決をもってこれからの行政執行を進めるべきだという主張を、私は前からさせていただいておりますし、先ほど流石委員からもありましたが、県民の共有の財産であるこの県有地は、高度化して高付加価値化を図っていかなきゃいけないと。そのためには、富士急も含めて、全県有地において損害があるのであれば、回復を図る、あるいはその部分についての損害をしっかりと明確化して、公平公正に県有地を運営していくことが、県に求められていることだと思いますので、そのことを期待して、要望して賛成したいと思います。

討論じゃないですけど、これで質問を終わります。

久保田委員 富士急株式会社の提起した確認訴訟における反訴について、ちょっと伺います。皆さん、それぞれの質問等で立派な質問したなと思っております。専決処分はどうかというんですけど、知事の答弁によりますと、現在においても時効により、日々県民の被害が拡大していると。この時効をとめるためには。

渡辺委員長 久保田委員、専決の話ですか、それとも訴えの提起ですか。

久保田委員 それが前文で、それから言うから。そして、時効を止めるために早期に反訴を必要としたから専決処分したんじゃないかなと私は思いますけど、そこで改めてもう一度県の見解を伺います。それとあわせて、知事は答弁で、1日当たり900万円もの請求権が時効により削減

していると答弁していますが、その根拠をあわせてお願いします。

小澤資産活用課長 今、この瞬間にも、富士急行株式会社様が違法無効な契約に、契約といいますか、違法無効な状態で山中湖畔県有地の占有を続けていらっしゃる状態となっております。

それに伴いまして、日々山梨県民に損害が発生していると我々は考えております。この県の受けた損害である年額の適正な純賃料と実際に支払っていただいていた純賃料の差額は、例えば平成9年度で申しますと51億円に上ります。平成13年度、ちょっと地価の関係だと思いますが、平成13年度は32億円余りになります。過去にさかのぼるにつれて、その差額といいますか、損害が大きい傾向がございます。他方で不法行為については、行為があった日から20年で時効になりまして、請求ができなくなってしまうということがございます。また、不当利得についても10年で請求ができなくなるということになっております。

したがって、現時点において既に平成9年度における約51億円を含めまして、平成13年6月以前の損害は、既に請求できないものとなっております。そして現在においても債権が日々消滅しているということになります。このため我々県民利益を最優先に考えると、県民の財産を適正に管理する責務を負っている県といたしましては、これを早急に対応する必要があると考えております。

なお、20年前の平成13年の時点で、現況を基礎とした適正と考える純賃料と、富士急行様が実際に支払っていただいております純賃料の差額、こちらのほうが1カ月当たりでおおよそ2億7,000万円位になると考えております。それを1日当たり直すと900万円ということで、知事も1日当たり900万円の権利、請求権が消滅していると御説明をさせていただいたところでございます。

久保田委員 説明をお聞きする中で、一日一日900万円、相当の高額であります。それで反訴をしたならば、弁護士費用が高いとか、印紙税も高いとか言われていますけど、果たして民間の富士急行はどのぐらいの裁判費用がかかるのかなと、答えられないと思うんですけど、やはり民間だと民間なりの相当の金額じゃないかなと思っております。高い、安いはそれぞれの意見であって、弁護士の価格表っていうか、これに対しては相当な総額であれば326億円と、それに対する日弁連の費用価格だと、先ほど10億円とか何とか言いましたね。相当の金額がかかるんじゃないかなと思います。

いずれにしたって、値段はともかく、裁判が始まったんですから、もう司法に任せて、何ていうんですか、勝つことを祈るだけですけど、いずれにしても、我々議員も、もう司法に任せましたんですから、いろいろなことを、高い安いはわかりますけど、それ以外はもう司法に任せてやるべきじゃないかなと、そう思います。皆さん言っていますように、県民の共有財産ですから、早くそれなりの地代をいただくことが最高ではないかなと思いますので、ぜひそこも裁判には勝ってほしいなと思います。

そしてあと、これは余計ですが、11月議会で和解が解決していれば、どのぐらいの

県の予算が削減できたか、教えていただきたいですけど。

小澤資産活用課長 先ほどの流石委員の質問でも同じお答えをさせていただきましたが、いずれにしても仮定の話ということで、我々としては和解が成立すればどうなったかということは、ちょっと想定できない状況でございます。予算の削減についても、ちょっと想定はできない、お答えできないということで御理解いただければと思います。

久保田委員 わかりました。和解であれば、その高額な裁判費用をコロナ対策に回したほうが私はよいと思っております。本当に残念だと思っております。

私は以上で質問を終わりますけど、よろしく申し上げます。

卯月委員 反訴の理由については、本会議で知事が丁寧にお答えをしたりとか、委員の皆様の答弁にもありましたから、私としては1点、細かくは2点お尋ねをしたいと思います。

仮にこの反訴ができない場合、時効により損失が拡大していくということでありまして、県が勝訴をしても、損失を回復するためには別に訴訟を起こす必要があるなど、県及び県有地を高度化してウイン・ウインの関係を築いていこうという富士急に対しても不合理な結論にならざるを得ないということでありまして、仮にこの反訴ができないとなった場合、具体的にどのような不合理が生ずるのか、また、確認訴訟に仮に勝訴した場合の後に別訴を提起した場合、訴訟費用はどのくらいになるのか、これについてもあわせてお伺いしたいと思います。

小澤資産活用課長 反訴ができなかったという場合がございますが、この訴訟を応訴するだけで県が労力と費用をかけて勝訴しても、先ほど来ちょっと御説明をさせていただいているとおり、具体的にいうと損害賠償や不当利得返還ということで、直ちに求めることはできないと。それを求めるためには、別途訴訟を提起する必要がまず出てまいります。

今回、反訴を行わないと、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたとおり、時効が進んでしまいますので、日々時効も消滅して行って、県が請求できる金額といえますか、そういったものがどんどん目減りしていくということもございます。

反訴ができないとこの確認訴訟が終結するまでの期間、こうした事態に加えて県が別の訴えとしてこの損害賠償請求等の訴訟を提起するまで、その期間が継続します。そうすると、日々消えていく時効というのが積み重なりまして巨額に上ってしまうと、県民が失う利益も大きなものになっていってしまうということになります。

また、別の訴訟を提起する場合、弁護士費用については確認訴訟とは別に着手金が必要になるということになります。また、その別の訴訟の中で主張立証をまた改めて一から行うことになるなど、こちらは県だけではなくて、富士急行も同じようなこととなりますので、労力及び費用、弁護士費用の点でも双方追加的な負担を要するということが、不合理な結論ということになろうかと考えております。

なお、別訴に要する費用でございますが、当然現時点では提訴する時期ですとか、ど

ういった内容で提訴するんだということが確定はしないことになります。そうすると、その訴額ですとか、これに基づいて計算する弁護士費用で裁判手数料、こういったものは、ちょっと現段階ではお示しできないということになります。大変申しわけございません。ただ、弁護士費用については、先ほども執行部から御説明をさせていただきましたが、現在の契約では反訴についても含めて、応訴の中の契約で行っておりますので、反訴をするからといって、改めて着手金を支払うという必要はないという現在契約になっておりますが、これが仮に別訴となった場合は、通常弁護士が改めて着手金を支払うということが必要になろうかと考えております。

卯月委員 内容はわかりました。先ほどから皆さんからありましたように、和解を選ばなかったということですから、こういった訴訟につながっているということであります。どういった結果になるかわかりませんが、先ほど皆さんが申されているとおり、県有地を高度化して、最終的にはお互いにウイン・ウインの関係を築けるような方向に努力を重ねていただければと思います。

望月(勝)委員 附帯決議の提案理由をちょっと説明をさせていただきたいなと思っております。先ほどからの皆さん方の質疑をお聞きする中で、反訴についての明確に反対する意思はなかったと承知しました。県当局は各委員の意見に真摯に耳を傾けて県民の利益を最大限確保するためにも、大変でございますが、今後も取り組みを進めてほしいと思っております。本日の総務委員会での質疑を踏まえて、附帯決議となったものに可決すべき方向を示したいと考えます。委員長に附帯決議の提案をさせていただきます。

渡辺委員長 ただいま望月委員より附帯決議の提案がありました。よって、本提案を議題といたしたいと思います。

附帯決議案を事務局に配付いたします。

(附帯決議案配付)

渡辺委員長 それでは、望月委員より附帯決議案の提案理由の説明をお願いいたします。

望月(勝)委員 それでは、皆様のお手元に配付させていただきました附帯決議についての提案理由の説明をさせていただきます。

県が主張する契約の違法無効が今回の反訴の根拠になっておりますが、現在の県の主張は法的に確立されたものではありません。住民訴訟で判決が出て初めて県による主張の正当性が認められるところではないかと思っております。こうしたことを踏まえると、仮に判決によって県の見解や主張の間違いが明らかになった場合は、今定例会で議論となっている訴訟は成り立たなくなります。県当局は住民訴訟の判決に基づき、違法無効との主張が認められないときは、訴えの取り下げなど柔軟な対応をすぐにとることが求められま

す。

また、弁護士報酬について、今後他の県有地においても同様の訴訟が起きる可能性があります。その際に毎回多額な不動産価格をもとにした弁護士費用を支払うべきではありません。判決によって不動産価格が定まっていない状況では、70万1,000円にするべきであり、地方自治法に基づいて最少の費用負担とする必要があります。さらに公平性を担保するために、全ての県有地について同様な対応をして、長年の賃貸算定の誤りによる損害賠償等を求めて、県民の利益回復に努めるべきであります。

加えて、6,600万円の予算流用や1億4,300万円の専決処分は、本来であれば議会での充実した議論を経て予算執行されるものでした。県当局は真摯に反省して県民の信頼を損なうような行為、行政執行を再び行わないよう強く求めます。

以上のことを踏まえ、訴えの提起について附帯決議を付し、可決すべきものと思いません。

渡辺委員長

提案理由の説明が終わりました。

それでは附帯決議案の朗読を事務局にいたさせます。

(事務局朗読)

それでは、これに対する御意見はありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論はないものと認めます。

これより附帯決議案に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま可決いたしました附帯決議案の条項、字句、数字、その他、整理を要するものについて、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定されました。
議事を継続いたします。
引き続き質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(反訴の提起に係る申立て手数料について)

卯月委員

反訴の提起に係る申立て手数料についてお伺いをいたしたいと思います。

これも本会議で知事の答弁等にありましたんで、1点のみお聞きしたいと思いますけれども、執行部は、この裁判費用を抑えるために、363億円に及ぶと考えられる損害額の全額ではなくて、平成13年から2年間と平成23年から2年間の計4年分、約92億2,000万円を一部請求するということですが、一時に多額の出費をすることを避けるためのこの工夫は、2月県議会からの最少の経費となるよう努力することとの附帯決議も重く受けとめた対応の一つであると感じておりますし、評価しておるところであります。

そこで、この対象期間を最少限に抑えることが、裁判費用を抑えることにつながるということだと理解をいたしますが、請求対象期間を各2年分としたのは、どのような理由からか、お聞きしたいと思います。

小澤資産活用課長 今回のケースでは、御指摘のとおり損害賠償請求の期間を短くすることで対象となる請求額を抑えて、それに伴って計算される手数料も少なくするという対応をとらせていただいているところでございます。

ただ一方で、余り短い期間にしてしまうと、反訴の判決が出る前に、また時効によって請求ができなくなる部分が発生してしまうということになります。このため、第1審

令和3年6月定例会総務委員会会議録
に要する期間について見込まなければならないということで、1審に要する期間を2年と我々のほうで見込んで設定したものです。この2年という期間については、裁判の迅速化に関する法律という法律がございます。この中で第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終局させることを目標にすると規定されていることから、2年以内には第1審が終わるだろうという想定をいたしまして、対象期間を定めております。

卯月委員 請求できない部分が発生して、損失がかさむということで理解いたしました。
理解いたしましたので、今後もこの附帯決議を重く受けとめて、費用削減に努めていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 令和三年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第3号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて

意見

流石副委員長 国に対して消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて、ちょっと意見をさせてください。

継続中の請願第2-3号、国に対し、消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて、継続とする立場から意見をいたします。

消費税に関して、日本の将来のために、少子化対策や社会保障の充実を図っていくという点から、全国民に広く薄く負担をしていただくという観点が必要であると考えております。一方で、逆進性となる消費税に対する問題も指摘をされていることから、これについては引き続き慎重に検討していくことが重要であると考えております。

したがって、本請願については、継続審査とするべきであると私は考えております。よろしく願いいたします。

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第3-4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出を求めることについて

意見

望月（勝）委員 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出を求めることについてお話しします。

たばこは商品中の税負担率が高くウイスキーが28.6%、ビールが48.5%であるところから、それに比べてたばこは61.8%となっています。また請願にも記されているとおりで、山梨県の地方たばこ税は、県税だけでも9億円超と貴重な財源であることは明白であります。

日本たばこ産業は、マナー維持のために全国8万カ所以上の喫煙所を設けられ、喫煙所を調べられるマップを提供したり、自治体や飲食店向けに分煙のアドバイスをしていると聞いています。

また、フィリップ・モリス・ジャパンは、品川区とともにだまし絵で自然と距離を保てる喫煙所を整備したり、非喫煙者との共同のために、臭いや煙の出ない少ない加熱式

たばこを専用喫煙所を全国に約1,800カ所を整備、支援したと聞いております。

望まない受動喫煙者の防止は当然進めるべきであり、禁煙文化との共存も必要であり、安定的な税源確保を図る必要があります。

また、議会運営委員会の全員が紹介議員となっており、意見書の提出に賛同いただいております。採択すべきものであります。よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(総合防災情報システムのふぐあいについて)

永井委員 総合防災情報システムのふぐあいについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

今月15日に県の総合防災情報システムで利用するクラウドサービスにふぐあいが発生して、住民向け防災情報を発信するやまなし防災ポータルに一時アクセスできなくなったという報道がございました。

この一時のふぐあいによって、防災対策上、何ができなくなって、どんな影響があったのか、まず伺います。

小林防災危機管理課長 総合防災情報システムですが、被害情報の収集等、市町村消防機関等から情報収集いたしまして、その内容を県民の方々に公開するシステムでありますので、この防災ポータルにアクセスできなかった状態によりまして、市町村や消防機関から入力ができなかったという状態が生じたことと、あとそういった情報を県民の方々に提供することができない状態となりましたので、この期間につきましては、警察、市町村消防等には災害が起こった場合には、以前からの電話やファクスによる情報収集を依頼したところでありまして、結果的にはその間に災害が起こらなかったために、支障は結果的には生じない状況となりました。

永井委員 結果的には被害は当然なかったわけなんですけれども、この6月に梅雨入りもして、雨も降ってくる、当然そういった部分の災害の関係もある。当然、地震はいつ起こるかわからない。また、本県で危惧されている火山もある。この災害のやまなし防災ポータルの情報っていうのは、非常に重要なものだと思うんですね。

それが、報道によると、この前の15日の部分に関していうと約20分間とまっていたということになります。その間はファクスや電話で各市町村には、もし何かがあった

場合はやるようにというような連絡をしたということなんですけども、20分間とまっていて、じゃあそれで今この状況でとまっているから、連絡を、とって、多分連絡が終わったのは大体20分、それが終わったところに多分これ復旧してきたんじゃないかと思っています。

これはたかだか20分で、しかも何もなかったからいいというような話では私はないと思っています、しかも、同様の障害が先月12日にも発生して、これが2回目だということです。この短期間でなぜ2回も、このような重大な障害が発生したのか、この原因は何なんだったのかっていうことを伺います。

小林防災危機管理課長 1回目の5月12日の原因でありますけれども、委託業者のNTT東日本に確認したところ、委託業者が利用しておりますクラウドのサービスがございまして、こちらによるヒューマンエラーの可能性が高いとの情報をいただいております。委託業者に対しまして、これは県民の命を預かります大変重要なシステムでありますので、これにつきまして、障害対応策をしっかりと報告を求めておりまして、安定的なシステムの運用が図られるように、今向こうに申し入れをしているところでございます。

今月6月にも再度またアクセスできないことになりましたけれども、これにつきまして、今原因等を委託業者に、どういった内容かということ強く求めている状況でございます。

永井委員 5月12日にこれが発生して申し入れをして、まだその回答が来ていない中で、今回の障害が起きたっていうことですよね。それは確かに時間はかかるかもしれない。しかもヒューマンエラーの可能性はあるっていうことは、何らか人為的なミスがあったからこれがあって、まだ調査中で、約1カ月たってもその報告がなくて、今回このことが起こった。もう少し強く、NTT東日本、もしくはそのクラウドを管理している会社に、どうしてそうなったのかっていうことをスピーディーに回答を得るようなことじゃないと、今状況を聞いていますとって、今のこの状況であれば、また7月にこれ多分起きますよ。

もう少しスピーディーな対応がとれないものかと思っておりますけれども、その部分は、強く委託業者に話をして、できるだけ早くこの原因を聞くべきだと私は思いますので、そういう対応をとっていただければと思います。

今回は今年度に入って2回だと思うんですが、過去にも同様の障害っていうのがあったのか、あったとすれば何回ぐらい起きいているのか、お伺いします。

小林防災危機管理課長 過去にはこのような障害は起こりませんでした。

永井委員 NTT東日本が、この情報防災のポータルサイトを受けたのは、いつからですか。

小林防災危機管理課長 平成29年3月から運用しております。

永井委員 29年からやってきて、今回が初めてだと、もしかしたら、クラウドが先方でやっているのが変わったのかもしれないですけど、いずれにせよ、過去になかったということだったら、なおさらここにあるこの短期間に2回起こったっていうのは、非常に危惧しなきゃいけない部分であると思います。

先ほど今後できるだけ早く原因を委託業者に申し入れてほしいというお話をしましたけども、今後の再発防止に関して、県としてどのような対策、どのような態度で臨むのか、お伺いします。

山本防災局長 今回立て続けに2回のトラブルが生じまして、総合防災情報システムがダウンしたということは、私どもも大変重く受けとめております。

また、先日受託事業者であるNTT東日本山梨支店を呼びまして、強く原因究明と再発防止策の徹底を指導したところでございます。

先ほど小林課長のほうからも申し上げましたけれども、5月12日のダウン、これはDNSといいまして、インターネット上の住所に当たるところですけれども、このつけかえに当たる作業において、ヒューマンエラーが発生した。これは原因の究明がされておまして、再発防止対策もコンプライアンスの徹底、死活監視の徹底というところで、果たされております。

まだ報告が得られておりませんのは、6月15日に発生した、これはインターネットサービスプロバイダのシステムがダウンしたということでございまして、NTT東日本の総合防災情報システムの外で起きたことと説明を受けておりますけれども、それでは困るということで、そこまで責任を持った対応をしてくれということで、強く呼びかけておまして、ダウンした6月15日から1カ月を待たずに再発防止策の報告をしてほしいという申し入れをしたところでございます。

今後とも業者に対する指導を徹底してまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

永井委員 最初の課長の答弁と大分、今の局長の答弁がちょっと違ったんであれですけど。じゃあ、5月12日のほうは、もうこれはつけかえ作業中のヒューマンエラーだということで、もう徹底はしてあると。6月15日のほうは1カ月待たずにスピーディーにプロバイダの件けれども、システムダウンの件けれども、しっかりその部分、原因を究明して対応するよということ相手を申し入れがしてあるということ、その部分は安心をいたしました。

県民の命に直結する防災情報のポータルでございまして、ぜひその部分、二度とこんなことが起きないようにすることは当然なんですけれども、また、さらに念を入れてNTT東日本にも、しっかりとした指導をしていただきたいと思えます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月下旬から9月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 渡辺 淳也